

令和 8 年 度

青森県立高等学校入学者選抜要項

青森県立特別支援学校高等部入学者選抜要項

青森県教育委員会

# 目 次

令和8年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針	1
令和8年度青森県立高等学校（全日制の課程及び定時制の課程）入学者選抜要項	2
1 募集人員	2
2 出願資格	2
3 出願の制限	2
4 出願の手続	2
5 他都道府県等から（へ）の出願	4
6 入学願書の受付及び受検票等の交付	5
7 出願先変更の手続	6
8 調査書の作成	6
9 成績一覧表の作成	6
10 学力検査等	7
11 追 検 査	7
12 入学者の選抜	8
13 合格者の発表	8
14 再 募 集	8
15 出願及び選抜についての報告	11
青森県立高等学校入学者選抜追検査取扱要項	12
特別な配慮が必要な場合の基本的な考え方及び手続	14
諸 様 式	15
県境隣接地域県立高等学校入学志願者取扱協定について（岩手県）	37
県境隣接地域県立高等学校志願者取扱協定について（秋田県）	39
青森県立高等学校全国からの生徒募集導入校への出願について	41
令和8年度青森県立高等学校全国からの生徒募集「あおもり留学特別選抜」要項	46
令和8年度青森県立高等学校入学者選抜における県外志願者の受入れ（全国からの生徒募集） に関する事項について	55
令和8年度青森県立高等学校（通信制の課程）入学者選抜要項	56
令和8年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針	60
令和8年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜要項	61
東日本大震災等により被災した青森県以外の中学校に在籍する生徒の青森県立高等学校 出願について	76
県立学校一覧	（付表1）
青森県立高等学校入学者選抜関係提出・報告事項等一覧	（付表2）
令和8年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜日程等	（付表3）

# 令和8年度 青森県立高等学校入学者選抜基本方針

青森県立高等学校における入学者の選抜は、この方針によって実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、各高等学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

- 1 高等学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜は、次のとおりとする。
  - (1) 出願は、1人、1校1学科(部)に限るものとする。ただし、当該校に設置されている学科間等で第3志望までを認める。
  - (2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書(以下「調査書」という。)、青森県教育委員会が実施する学力検査の成績、各高等学校で行う面接の結果及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて、一般選抜と特色化選抜により行うものとする。
  - (3) やむを得ない事由によって入学者選抜の学力検査等を受検できなかった者を対象に、別に定めるところにより、追検査を行うものとする。
  - (4) 合格者数が募集人員に満たない学科等において、別に定めるところにより、再募集を行うものとする。
- 3 通信制の課程の入学者の選抜は、調査書又は入学出願資格に関する証明書等に基づいて行い、学力検査は実施しないものとする。
- 4 青森県教育委員会が実施する学力検査は、次のとおりとする。
  - (1) 実施教科は、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)の5教科とする。
  - (2) 各教科の学力検査問題は、中学校学習指導要領に示されている基礎的・基本的な内容とする。
- 5 2から4に定めるもののほか、全国からの生徒募集導入校において、別に定めるところにより、全国からの生徒募集「あおもり留学特別選抜」を行うものとする。
- 6 選抜に当たっては、各高等学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

# 令和 8 年度青森県立高等学校（全日制の課程及び定時制の課程） 入学者選抜要項

令和 8 年度における青森県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）の全日制の課程又は定時制の課程の第 1 学年に入学する者の選抜は、この要項によって実施する。

## 1 募 集 人 員

各県立高等学校の各課程及び各学科（部）の入学者募集人員は、別に定める。

なお、部とは、定時制の課程における午前部、午後部、夜間部又はⅠ部、Ⅱ部、Ⅲ部をいう。

## 2 出 願 資 格

県立高等学校に出願することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 令和 8 年 3 月に中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第 95 条の各号のいずれかに該当する者

## 3 出 願 の 制 限

- (1) 出願できる県立高等学校は、1 人、1 校 1 学科（部）に限るものとする。
- (2) 複数の学科（部）が設置されている学校に出願する場合は、当該校に設置されている学科（部）の間で第 3 志望までを認める。
- (3) 青森県立特別支援学校に出願した者は、県立高等学校に出願できない。
- (4) 他都道府県の公立高等学校又は公立特別支援学校に出願した者は、県立高等学校に出願できない。

## 4 出 願 の 手 続

### (1) 出願書類

出願に必要な書類は、次のとおりとする。

#### ア 2 出願資格(1)、(2)に該当する者

- (ア) 入学願書（様式第 1 号）
- (イ) 調査書（様式第 2 号）

#### イ 2 出願資格(3)に該当する者

- (ア) 入学願書（様式第 1 号）
- (イ) 入学出願資格に関する証明書

- (f) 最終在籍学校又は中学校卒業程度認定試験の成績証明書
- (g) 健康診断書（令和7年4月1日以降に検査を受けたもの。）

## (2) 出願用紙の交付

出願用紙は、次の方法で交付する。

ア 県内の各中学校の校長は、出願用紙の交付を、次の方法で、申込期間内に、所管教育事務所に申し込む。

- (f) 申込用紙 出願用紙申込書（様式第4号）
- (g) 送付用封筒 角形2号（郵便番号記入、宛名明記、切手貼付。）又はレターパック（郵便番号記入、宛名明記。）
- (h) 申込期間 令和7年10月1日(水)～10月8日(水)（土曜日・日曜日・休日を除く。）

イ 各教育事務所長は、次の様式により、令和7年10月15日(水)までに、県教育庁学校教育課長に、所要枚数を報告する。

報告用紙 出願用紙所要枚数報告書（様式第5号）

ウ 県教育庁学校教育課長は、令和7年10月21日(火)までに、各教育事務所長に出願用紙を送付する。

エ 各教育事務所長は、令和7年11月4日(火)までに、各中学校の校長に必要な枚数を交付する。

## (3) 出願手続

ア 出願者は、「入学願書（様式第1号）」に所要事項を記入の上、入学者選抜手数料として次に示す金額の青森県収入証紙を貼り付けて、在学（出身）中学校の校長に提出する。

- (f) 全日制の課程 2,200円
- (g) 定時制の課程 950円

イ 各中学校の校長は、次の書類を、この要項の6 入学願書の受付及び受検票等の交付

(1)に定める受付期間内に、出願先県立高等学校の校長に提出する。

- (f) 入学者選拔出願者一覧表（様式第3号）
- (g) 入学願書（様式第1号）
- (h) 調査書（様式第2号）
- (i) 成績一覧表（様式第6号）
- (k) 受検票等送付用封筒 角形0号
- (l) 合否結果等送付用封筒 角形0号

（(k)、(l)については原則として簡易書留。郵便番号記入、宛名明記、640円分の切手貼付。中学校が直接県立高等学校に取りに行く場合は、切手は不要で、あらかじめ封筒に明記。）

ウ 視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱、発達障がい及びその他配慮を必要とする者等で、学力検査の受検及び入学後の指導に当たって、特に配慮する必要がある者については、この要項の14ページの2 特別な配慮が必要な場合の手続により手続をすること。

エ 外国人生徒など日本語支援を必要とする者等で、学力検査の受検及び入学後の指導に当たって、特に配慮する必要がある者については、あらかじめ出願先県立高等学校

の校長に直接その事情を連絡し、別に、受検に当たって配慮してほしい措置及び入学後特に配慮する必要のある措置等を記載した「日本語支援の配慮等に関する書類」をできるだけ早い時期に提出すること。

- オ 中学校において、いずれかの学年の欠席日数がおおむね 30 日以上ある者は、本人の希望により、次の方法により「自己申告書（様式第 7 号）」を提出することができる。
- (ア) 「本人記入欄」には、欠席の理由、志望の動機、高校生活への抱負などについて、本人が記入する。
  - (イ) 「保護者記入欄」には、「本人記入欄」の記載内容について、保護者の立場から補足説明をしたいことがある場合に、保護者が記入する。
  - (ウ) 「自己申告書（様式第 7 号）」は、厳封の上、在学（出身）中学校の校長に提出する。その際、封筒の表に「自己申告書」と書き、出願先県立高等学校名、中学校名、及び本人氏名を明記する。
  - (エ) 中学校長は、提出された「自己申告書（様式第 7 号）」を入学願書とともに、出願先県立高等学校の校長に提出する。
- カ 2 出願資格(3)に該当する者は、出願書類に「受検票等送付用封筒」、「合否結果等送付用封筒」を添えて、この要項の 6 入学願書の受付及び受検票等の交付(1)に定める受付期間内に、直接、出願先県立高等学校の校長に提出する。封筒サイズ等は、4 出願の手続(3)イ(ウ)、(カ)に準ずる。
- キ いったん出願した者は、この要項の 7 出願先変更の手続による場合以外は、出願先県立高等学校を変更することはできない。

## 5 他都道府県等から（へ）の出願

### (1) 隣接県の隣接地域からの出願

岩手県教育委員会と青森県教育委員会とが相互に協定した「県境隣接地域県立高等学校入学志願者取扱協定」、及び秋田県教育委員会と青森県教育委員会とが相互に協定した「県境隣接地域県立高等学校志願者取扱協定」により、出願先県立高等学校の校長が処理する。

### (2) 隣接県の隣接地域以外からの出願及びその他の都道府県からの出願

保護者の転勤、転居等により、志願者が県立高等学校の入学日までに保護者とともに青森県内に居住することが確実な場合は、次の手続による。

ただし、全国からの生徒募集導入校に保護者の転勤・転居等以外の理由により出願する者は、この要項の 41 ページを参照すること。

#### ア 出願承認申請

志願者は、次のものを添えて、中学校の校長を通じ令和 8 年 1 月 14 日(水)までに、青森県教育委員会に願出する。

- (ア) 青森県立高等学校出願承認申請書（様式第 11 号）
- (イ) 青森県立高等学校出願承認申請書について（副申）（様式第 12 号）
- (ウ) a 保護者の転勤による場合

保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤（見込）証明書」（所属長の職印を押印したもの。）

b その他の事由による場合

青森県内の市町村長が発行する保護者の「住民票」の写し又は青森県教育委員会が指示する書類

- (i) 出願承認書等送付用封筒（原則として簡易書留。角形 2 号。郵便番号記入、宛名明記、530 円分の切手貼付。必要に応じ、速達料金 300 円分の切手を追加。）

イ 出願手続

出願者は、4 出願の手続(3)及びこの要項の 14 再募集(4)により、所要事項を記入した入学願書等に、ア 出願承認申請の手続により青森県教育委員会が発行する「青森県立高等学校出願承認書」を添えて、中学校の校長を通じ出願先県立高等学校の校長に提出する。

なお、出願に必要な用紙等は、送付用封筒（角形 2 号。郵便番号記入、宛名明記、270 円分の切手貼付。）を添えて、直接青森県教育庁学校教育課宛に請求すること。

(3) 他都道府県の公立高等学校への出願

当該都道府県の入学者選抜要項によるので、詳細は当該都道府県教育委員会へ問い合わせること。

(4) 海外帰国生徒等の出願

ア 県内在住者が出願 一般出願者と同じ手続による。

イ 海外在住者が出願 他都道府県からの出願と同じ手続による。

(5) その他

東日本大震災等により被災した青森県以外の中学校に在籍する生徒の出願については、この要項の 76 ページを参照すること。

なお、詳細については青森県教育庁学校教育課に問い合わせること。

## 6 入学願書の受付及び受検票等の交付

- (1) 全日制の課程及び定時制の課程の入学願書の受付期間は、

令和 8 年 2 月 12 日(木)から

同 年 2 月 17 日(火)まで

とし、受付時間は、9 時から 16 時（最終日は正午）までとする。ただし、土曜日、日曜日は除くものとする。

なお、郵送の場合は、受付期間の最終日における受付時間内に到着しなければならない。

また、隣接県の隣接地域以外からの出願及びその他の都道府県等からの出願（全国からの生徒募集導入校への出願を含む。）の場合、各県立高等学校の校長は、「青森県立高等学校出願承認書」の有無を確認の上、受け付けること。

- (2) 各県立高等学校の校長は、次の書類を各中学校の校長に交付する。

ア 受検票

受検番号を記入し、高等学校長印を押印して、各中学校の校長を通じ、出願者に交付する。

イ 受検上の注意事項

## 7 出願先変更の手続

- (1) 保護者の転勤、転居等により、入学願書の受付後、出願した県立高等学校の変更を希望する場合は、次の手続による。
  - ア 出願者は、次のものを添えて、中学校の校長を通じ青森県教育委員会に、出願先変更の承認を願い出る。
    - (イ) 入学者選抜出願先変更承認願（様式第 13 号）
    - (ロ) 入学者選抜出願先変更承認願について（副申）（様式第 14 号）
    - (ハ) a 保護者の転勤による場合  
保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤（見込）証明書」（所属長の職印を押印したもの。）
    - b その他の事由による場合  
青森県内の市町村長が発行する保護者の「住民票」の写し又は青森県教育委員会が指示する書類
    - (ニ) 初めに申し出た県立高等学校の受検票
    - (ホ) 出願先変更承認書送付用封筒（原則として簡易書留・速達。定形。郵便番号記入、宛名明記、760 円分の切手貼付。）
  - イ 入学願書等は、**4 出願の手続**(3)により、青森県教育委員会が発行する「出願先変更承認書」とともに、中学校の校長を通じ、令和 8 年 2 月 27 日(金)までに、変更後の出願先県立高等学校の校長に提出する。
- (2) 青森県教育委員会は、当該出願者に関わる「出願先変更承認書」の写しを変更後の出願先県立高等学校の校長に送付するとともに、出願を取り消した県立高等学校の校長にその旨を通知する。
- (3) 他都道府県等から出願先変更を希望する場合は、**7 出願先変更の手続**(1)ア、イに準ずる。

## 8 調査書の作成

- (1) 調査書（様式第 2 号）は、原則として、「中学校生徒指導要録」及び「生徒健康診断票」に基づき、「調査書作成上の注意」に従って作成する。
- (2) 中学校の校長は、校内に調査書作成委員会を構成し、調査書（様式第 2 号）の作成に当たる。

## 9 成績一覧表の作成

- (1) 成績一覧表（様式第 6 号）は、次の要領で作成する。
  - ア 令和 7 年 12 月末現在で、その学校に在学する第 3 学年の生徒全員（長期欠席その他の理由により、令和 8 年 3 月卒業の見込みがない者及び特別支援学級在籍者を除く。）について、第 1 学年及び第 2 学年における各教科の評定別人員並びに第 3 学年 12 月末現在における各教科の評定別人員を記入する。

- イ 各教科の評定の方法は、調査書（様式第 2 号）に記載する各教科の評定の方法によるものとする。
- ウ 特別支援学校及び特別支援学級に在籍する出願者については、成績一覧表（様式第 6 号）を必要としない。
- エ 他都道府県からの出願者については、当該都道府県の成績一覧表作成の方法による。
- (2) 各中学校の校長は、成績一覧表（様式第 6 号）を出願の際に出願先県立高等学校の校長に 1 部提出する。
- また、県内の各中学校の校長は、令和 8 年 1 月 9 日（金）までに親展・簡易書留により所管教育事務所に 1 部提出する。

## 10 学 力 検 査 等

(1) **検査実施日**

令和 8 年 3 月 5 日（木）

(2) **検査場**

ア 学力検査等は、出願先県立高等学校において実施する。

イ 各検査場における検査実施責任者は、当該県立高等学校の校長とする。

(3) **学力検査**

ア 学力検査は、次の時間及び教科により出願者全員について実施する。

第 1 時限	8 時 45 分～ 9 時 35 分 (50 分)	国 語
第 2 時限	9 時 55 分～10 時 45 分 (50 分)	英 語
第 3 時限	11 時 05 分～11 時 50 分 (45 分)	数 学
第 4 時限	12 時 35 分～13 時 20 分 (45 分)	社 会
第 5 時限	13 時 40 分～14 時 25 分 (45 分)	理 科

イ 学力検査の問題は、青森県教育委員会が作成する。

(4) **面接**

面接は、学力検査終了後、出願者全員について実施する。

(5) **実技検査等**

実技検査等を実施する場合は、学力検査終了後とする。

(6) **入学者選抜の学力検査等の欠席の報告**

各県立高等学校の校長は、入学者選抜の学力検査等を欠席した者の人数を、令和 8 年 3 月 5 日（木）面接及び実技検査等終了後、速やかに、「高等学校入学者選抜における欠席者数等報告書」（様式第 15 号）により電子メールで学校教育課に報告すること。

## 11 追 検 査

病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、学力検査等の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

追検査については、この要項の 12 ページ「青森県立高等学校入学者選抜追検査取扱要項」による。

## 12 入学者の選抜

- (1) 各県立高等学校の校長は、校内教員をもって入学者選抜委員会を構成し、入学者の選抜に当たる。
- (2) 入学者の選抜は、「令和 8 年度青森県立高等学校入学者選抜における求める生徒像・選抜方法等一覧」に基づいて行うものとする。
- (3) 「自己申告書（様式第 7 号）」は、出願者を理解するための資料とする。
- (4) 病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、学力検査等の全部又は一部を受けることができなかった者については、「青森県立高等学校入学者選抜追検査取扱要項」に定める方法によって選抜を行う。
- (5) 海外帰国生徒の選抜に当たっては、海外経験を十分考慮して行う。

## 13 合格者の発表

合格者の発表日時及び方法は、全日制の課程、定時制の課程とも次のとおりとする。

- (1) **日時**  
令和 8 年 3 月 13 日(金) 9 時
- (2) **方法**  
各県立高等学校において受検番号で発表するとともに、各中学校の校長に可否結果を通知する。
- (3) **その他**  
各中学校の校長は、入学辞退が生じた場合、速やかに当該県立高等学校の校長に連絡するとともに、辞退理由等を記した文書を提出すること。

## 14 再 募 集

- (1) **再募集を実施する学校、学科（部）**
  - ア 入学者選抜において、合格者数が募集人員に達しなかった学科（部）で実施する。
  - イ 再募集の募集人員等は、令和 8 年 3 月 13 日(金)に発表する。
- (2) **出願資格**  
この要項 2 ページの 2 **出願資格**による。
- (3) **出願の制限**  
この要項 2 ページの 3 **出願の制限**による。ただし、県立高等学校に合格している者は出願できない。これに違反した者は入学を許可しないこと、又は入学許可を取り消すことがある。
- (4) **出願の手続**
  - ア 出願に必要な書類は、次のとおりとする。
    - (イ) この要項 2 ページの 2 **出願資格**(1)、(2)に該当する者
      - a 再募集入学願書（様式第 1 号の 2）
      - b 調査書（様式第 2 号）

- (4) この要項 2 ページの 2 **出願資格**(3)に該当する者
- a 再募集入学願書（様式第 1 号の 2）
  - b 入学出願資格に関する証明書（コピー可）
  - c 最終在籍学校又は中学校卒業程度認定試験の成績証明書（コピー可）
  - d 健康診断書（令和 7 年 4 月 1 日以降に検査を受けたもの。）（コピー可）
- イ 再募集入学願書の受付期間は、  
令和 8 年 3 月 16 日(月)  
とし、受付時間は、9 時から 16 時までとする。  
なお、郵送の場合は、受付時間内に到着しなければならない。
- ウ 出願者は、「再募集入学願書（様式第 1 号の 2）」に所要事項を記入の上、入学者選抜手数料として、この要項 3 ページの 4 **出願の手続**(3)アに定める青森県収入証紙を貼り付けて、在学（出身）中学校の校長に提出する。
- エ 各中学校の校長は、次の書類を、14 **再募集**(4)イに定める受付期間内に、出願先県立高等学校の校長に提出する。
- (ア) 再募集出願者一覧表（様式第 8 号）
  - (イ) 再募集入学願書（様式第 1 号の 2）
  - (ウ) 調査書（様式第 2 号）
  - (エ) 再募集合否結果等送付用封筒 角形 0 号
- （(エ)については原則として簡易書留。郵便番号記入、宛名明記、640 円分の切手貼付。中学校が直接県立高等学校に取りに行く場合は、切手は不要で、あらかじめ封筒に明記。）
- なお、必要に応じ、「成績一覧表（様式第 6 号）」、「身体等の状況の記録」、「日本語支援の配慮等に関する書類」、「自己申告書（様式第 7 号）」を提出する。
- オ この要項 2 ページの 2 **出願資格**(3)に該当する者は、出願書類に「再募集合否結果等送付用封筒」を添えて、14 **再募集**(4)イに定める受付期間内に、直接、出願先県立高等学校の校長に提出する。封筒サイズ等は、14 **再募集**(4)エ(イ)に準ずる。
- カ 再募集を実施する県立高等学校の校長は、再募集入学願書受付の際に、各中学校の校長に、再募集に係る受検上の注意事項を配布する。  
なお、郵送による出願の場合は、FAX 等により配布する。
- キ 再募集を実施する県立高等学校の校長は、再募集検査実施日の受付の際に、身分証明書等で本人を確認の上、出願者に再募集受検票を交付する。
- (5) **特別な配慮が必要な場合の手続**  
この要項の 14 ページの 2 **特別な配慮が必要な場合の手続**により手続をすること。
- (6) **日本語支援に係る配慮が必要な場合の手続**  
この要項 3 ページの 4 **出願の手続**(3)エにより手続をすること。
- (7) **他都道府県等から（へ）の出願**  
この要項 4 ページの 5 **他都道府県等から（へ）の出願**により、出願の手続をすること。  
なお、隣接県の隣接地域以外からの出願及びその他の都道府県等からの出願（全国からの生徒募集導入校への出願を含む。）の場合、各県立高等学校の校長は、入学願書受付の際、「青森県立高等学校出願承認書」の有無を確認の上、受け付けること。

(8) **学力検査等**

ア 検査実施日

令和 8 年 3 月 17 日(火)

イ 検査場

(ア) 学力検査等は、出願先県立高等学校において実施する。

(イ) 各検査場における検査実施責任者は、当該県立高等学校の校長とする。

ウ 学力検査

(ア) 学力検査は、次の時間及び教科により出願者全員について実施する。

9 時 00 分～9 時 50 分 (50 分) 国語・英語・数学・社会・理科

(イ) 学力検査の問題は、青森県教育委員会が作成する。

エ 面接

面接は、学力検査終了後、出願者全員について実施する。

オ 実技検査等

実技検査等を実施する場合は、学力検査終了後とする。

カ 再募集の欠席の報告

再募集を実施した各県立高等学校の校長は、再募集の学力検査等を欠席した者の人数を、令和 8 年 3 月 17 日(火)面接及び実技検査等終了後、速やかに、「高等学校入学者選抜再募集における欠席者数等報告書」(様式第 15 号の 3)により電子メールで学校教育課に報告すること。

(9) **入学者の選抜**

この要項 8 ページの 12 **入学者の選抜**による。

ただし、病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、再募集の学力検査等の全部又は一部を受けることができなかつた者については、県立高等学校の校長が事情を調査の上、適切な方法によって選抜を行う。

(10) **合格者の発表**

再募集の合格者の発表日時及び方法は、全日制の課程、定時制の課程とも次のとおりとする。

ア 日時

令和 8 年 3 月 18 日(水) 13 時

イ 方法

再募集を実施した県立高等学校において受検番号で発表するとともに、各中学校の校長に合否結果を通知する。

ウ その他

各中学校の校長は、入学辞退が生じた場合、速やかに当該県立高等学校の校長に連絡するとともに、辞退理由等を記した文書を提出すること。

## 15 出願及び選抜についての報告

各県立高等学校の校長は、次により、1～9 は県教育庁学校教育課長に、10 は県教育庁高等学校教育改革推進室長に報告すること。

報 告 事 項	期 限	方 法
1 入学者選抜の出願者数	令和8年2月17日(火) 14時から15時まで	電話及び電子メール
2 入学者選抜の欠席者数等	令和8年3月5日(木) 面接及び実技検査等終了後速やかに	電子メール (様式第15号)
3 追検査の希望者数 ※入学者選抜の欠席者が いる学校のみ	令和8年3月6日(金) 15時まで	電話
4 追検査の欠席者数等 ※追検査実施校のみ	令和8年3月11日(水) 面接及び実技検査等終了後速やかに	電子メール (様式第15号の2)
5 入学者選抜の選抜結果	令和8年3月13日(金) 9時30分から 10時30分まで	電話及び電子メール
	令和8年3月23日(月)	文書(別途通知)
6 再募集の出願者数 ※再募集実施校のみ	令和8年3月16日(月) 16時30分から 17時まで	電話及び電子メール
7 再募集の欠席者数等 ※再募集実施校のみ	令和8年3月17日(火) 面接及び実技検査等終了後速やかに	電子メール (様式第15号の3)
8 再募集の選抜結果 ※再募集実施校のみ	令和8年3月18日(水) 13時30分から 14時30分まで	電話及び電子メール
	令和8年3月23日(月)	文書(別途通知)
9 合格者数	令和8年3月23日(月)	文書(様式第9号)
10 入学者数	令和8年4月9日(木)	電子メール (E-KAIKAKU@pref.aomori.lg.jp) (様式第10号、第10号の 2及び第10号の3)

# 青森県立高等学校入学者選抜追検査取扱要項

## 1 趣旨

病気、交通事故その他やむを得ない事由（以下「やむを得ない事由」という。）により、青森県立高等学校入学者選抜において、令和 8 年 3 月 5 日（木）に実施する学力検査等（以下「本検査」という。）の全部又は一部を受検することができなかった者を対象に、当初出願した高等学校の学科（部）の学力検査等を改めて受検する機会を確保するため、追検査を実施する。

## 2 追検査を受検できる者

本検査の全部又は一部を、やむを得ない事由により欠席し、かつ追検査の受検を希望する者とする。

## 3 追検査の受検に係る手続

- (1) やむを得ない事由により、本検査を欠席する者がいる場合、在学（出身）中学校の校長は、あらかじめ、出願先県立高等学校の校長に電話で欠席の連絡をすること。
- (2) 本検査を欠席した者（一部欠席者を含む。）の追検査受検の希望の有無について、在学（出身）中学校の校長は、出願先県立高等学校の校長に、令和 8 年 3 月 6 日（金）14 時までに電話で連絡すること。  
なお、追検査を希望する者については、受検番号及び氏名を伝え、併せて「令和 8 年度青森県立高等学校入学者選抜追検査受検希望届」（様式第 16 号。以下「追検査受検希望届」という。）を作成し、F A X 等で送信した上で、速やかに郵送すること。
- (3) (2)により電話で連絡を受けた県立高等学校の校長は、令和 8 年 3 月 6 日（金）15 時までに電話で、追検査の希望者数（希望しない者の人数を含む。）を学校教育課に報告すること。
- (4) (2)により電話で連絡を受けた県立高等学校の校長は、令和 8 年 3 月 9 日（月）正午までに追検査の受検を希望する者の在学（出身）中学校の校長に、追検査に係る注意事項を F A X 等により配布すること。

## 4 追検査の実施

- (1) 追検査実施日  
令和 8 年 3 月 11 日（水）
- (2) 検査場  
ア 追検査は、出願先県立高等学校において実施する。  
イ 各検査場における検査実施責任者は、当該県立高等学校の校長とする。

### (3) 学力検査

ア 学力検査は、本検査で受検できなかった教科のみを受検することができる。

イ 学力検査は、次の時間及び教科により実施する。

第1時限 9時00分～9時45分(45分) 国語

第2時限 10時05分～10時50分(45分) 英語

第3時限 11時10分～11時50分(40分) 数学

第4時限 12時35分～13時15分(40分) 社会

第5時限 13時35分～14時15分(40分) 理科

※国語及び英語は、放送による聞き取りの検査を含む。

ウ 追検査の学力検査の問題は、青森県教育委員会が作成する。

### (4) 面接及び実技検査等

ア 面接及び実技検査等は、本検査で受検できなかった者について実施する。

イ 学力検査終了後、本検査と同様に各県立高等学校で定められた内容で実施する。

(5) 追検査の受検者は、追検査実施日当日、本検査の際に交付された令和8年度青森県立高等学校入学者選抜受検票を持参すること。

### (6) 追検査の学力検査等の欠席の報告

追検査を実施する各県立高等学校の校長は、追検査の学力検査等を欠席した者の人数を、令和8年3月11日(水)面接及び実技検査等終了後、速やかに、「高等学校入学者選抜追検査における欠席者数等報告書」(様式第15号の2)により電子メールで学校教育課に報告すること。

## 5 入学者の選抜

(1) 追検査を実施する県立高等学校の校長は、この要項8ページの12 **入学者の選抜**(1)により、校内教員をもって入学者選抜委員会を構成し、入学者の選抜を行う。

(2) 入学者の選抜は、本検査及び追検査で受検した学力検査等の結果及び中学校からの提出書類等をもとに受検者を総合的に評価した上で、「令和8年度青森県立高等学校入学者選抜における求める生徒像・選抜方法等一覧」に示す「求める生徒像」に基づいて行う。

(3) やむを得ない事由によって、追検査を受けることができなかった者については、当該県立高等学校の校長が事情を調査の上、適切な方法によって選抜を行う。

## 6 合格者の発表

この要項8ページの13 **合格者の発表**による。

## 7 その他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施について必要な事項は、青森県教育委員会教育長が別に定める。

# 特別な配慮が必要な場合の基本的な考え方及び手続

## 1 特別な配慮が必要な場合の基本的な考え方

入学者選抜における学力検査及び選抜に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「令和7年度学校教育指導の方針と重点 (7)特別支援教育の充実」等を踏まえ、出願者が障がい等のあることにより不利益を受けないよう、合理的な配慮に十分留意する。

## 2 特別な配慮が必要な場合の手続

- (1) 視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱、発達障がい及びその他配慮を必要とする者等で、学力検査の受検及び入学後の指導に当たって、特に配慮する必要がある者については、あらかじめ出願先県立高等学校の校長に直接その事情を連絡し、別に、次の事項を記入した「身体等の状況の記録」を作成し、健康診断書など、「身体等の状況の記録」に記載した内容を証明する書類を添付してできるだけ早い時期に提出すること。

ア できるだけ詳細な身体等の状況及び学校で配慮している措置

イ 受検に当たって配慮してほしい措置

ウ 入学後、県立高等学校において特に配慮する必要がある措置又は指導上留意すべき事項

- (2) 出願先県立高等学校長は、受検に当たって実施可能な配慮事項を検討し、決定する。なお、必要がある場合は、学校教育課に相談すること。
- (3) 出願先県立高等学校長は、受検に当たって実施する配慮事項について、中学校の校長に文書で通知すること。
- (4) 「身体等の状況の記録」を提出した者については、「調査書」(様式第2号)の「健康等に関する特記すべき事項」の欄に「身体等の状況の記録提出」と記入すること。





# 調 査 書

										受 検 番 号			
ふりがな					性別	入学							
氏 名		平成 年 月 日 生			平成 令和	年 月 日 転入学 編入学					学校名		
平成 令和		年 月 日			卒業見込 卒業	転入学・編入学の記録							
各 教 科 の 学 習 の 記 録													
教 科	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保健体育	技術・家庭	外国語	計	総 計		
評 定	1 年												
	2 年												
	3 年												
特 別 活 動 等 の 記 録						総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録							
学級活動													
生徒会活動						総合所見及び指導上参考となる諸事項							
学校行事													
部活動													
その他						欠 席 の 状 況							
						学年	欠席日数	備 考					
						1 年							
						2 年							
						3 年							
								健康等に関する特記すべき事項					
作成年月日		令和 年 月 日									印		
作成者氏名					校長氏名								

# 調査書作成上の注意

## 1 記入上の一般的注意

- (1) 調査書は、令和7年12月末現在で記入する。
- (2) 数字は、算用数字を用いる。
- (3) 記入する必要のない欄又は記入事項がない欄は、斜線を引く。
- (4) 「校長氏名」の欄の印は職印とする。

## 2 各欄記入上の注意

- (1) 「氏名」の欄には、次のように記入する。
  - ア 戸籍上の氏名を記入する。
  - イ ふりがなは、氏名がひらがなの場合も記入する。
  - ウ 外国人の場合、日本名による通称がある場合は、外国人の氏名とともにその下に（ ）を付して通称を記入する。
- (2) 「入学・転入学・編入学」については、生徒が第1学年に入学した年月日又は転入学・編入学した年月日を記入するとともに、入学・転入学・編入学について該当する文字を○で囲む。元号については、該当するものを○で囲む。
- (3) 「学校名」の欄には、学校名を記入する。
- (4) 「卒業見込・卒業」については、校長が卒業を認定する予定の年月日又は認定した年月日を記入するとともに、卒業見込・卒業について該当する文字を○で囲む。元号については、該当するものを○で囲む。
- (5) 「転入学・編入学の記録」の欄には、以前在学していた学校名と転・編入学年を記入する。

また、海外帰国生徒については、この欄に(帰)と朱書した上、海外在住地名、海外在住期間を〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月と記入する。
- (6) 「各教科の学習の記録」の欄には、次のように記入する。
  - ア 第1学年及び第2学年の各教科の評定は、指導要録に記載されたものを転記し、「計」の欄には、各学年の各教科の評定の合計を記入する。
  - イ 第3学年の各教科の評定は、次のとおりとする。
    - (i) 原則として、令和7年12月末までの学習に基づいて記入する。
    - (ii) 評定は5段階で表し、5段階の表示は、5、4、3、2、1とする。

その表示は、中学校学習指導要領に示す目標に照らして、「十分満足できるものの

うち、特に程度が高い」状況と判断されるものを 5、「十分満足できる」状況と判断されるものを 4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを 3、「努力を要する」状況と判断されるものを 2、「一層努力を要する」状況と判断されるものを 1 とする。

なお、特別支援学校及び特別支援学級在籍者の評定については、当該学校の評定方法により記入する。

また、他都道府県からの出願者については、当該都道府県の評定方法により記入する。

- (ウ) 「計」の欄には、各教科の評定の合計を記入する。
- ウ 「総計」の欄には、学年別評定の合計を記入する。
- (7) 「特別活動等の記録」の欄には、次のように記入する。
  - ア この欄には、原則として第 3 学年について記入するが、第 1 学年、第 2 学年において顕著な活動等がある場合は、そのことについても記入できる。
  - イ 「学級活動」、「生徒会活動」、「学校行事」、「部活動」の各欄には、顕著な活動等がある場合、それらの活動状況について具体的に記入する。
  - ウ 「その他」の欄には、地域クラブ活動・学校内外における奉仕活動・表彰を受けた行為や活動等で顕著な活動がある場合、それらの活動状況について具体的に記入する。
- (8) 「資格・特技」の欄には、取得している資格及び特技について具体的に記入する。
- (9) 「総合的な学習の時間の記録」の欄には、学習活動や評価の観点、生徒にどのような力が身に付いたかなどを文章で記述する。原則として、第 3 学年の学習に基づいて記入するが、第 1 学年、第 2 学年において顕著な取組等がある場合は、そのことについても記入できる。
- (10) 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄には、生徒の状況を総合的に把握する上で参考となる次のような事項等について記入する。
  - ア 各教科等に関する所見
  - イ 行動に関する特記すべき事項及び所見
  - ウ 生徒の成長の状況に関わる総合的な所見
  - エ その他、(7)、(8)、(9)において書ききれない事項等
- ※ 「特別の教科 道徳」の評価については、入学者選抜の合否判定に活用しないこととしているので、記入しない。
- (11) 「欠席の状況」の欄には、次のように記入する。
  - ア 「欠席日数」の欄には、各学年の欠席日数を記入する。
  - イ 同一学年において 7 日以上欠席がある場合には、その理由を備考欄に記入する。

- (12) 「健康等に関する特記すべき事項」の欄には、次のように記入する。
- ア 健康や身体等の状況に関し、特記すべき事項や指導上参考となる諸事項がある場合は、それを記入する。
  - イ この要項 14 ページの **2 特別な配慮が必要な場合の手続**の「身体等の状況の記録」を提出した者については、「身体等の状況の記録提出」と記入する。
  - ウ この要項 3 ページ **4 出願の手続き**(3)エの「日本語支援の配慮等に関する書類」を提出した者については、「日本語支援の配慮等に関する書類提出」と記入する。
- (13) 令和 7 年 3 月以前に中学校を卒業した者については、各教科の評定等は生徒指導要録に記載されたものを転記し、その他は、生徒指導要録に記載された内容を基に、(1)～(12)に準じて記入する。

青森県立 高等学校長 殿  
( 制の課程)

立 学校

### 入 学 者 選 抜 出 願 者 一 覧 表

番号	氏 名	性別	出願学科 (部)	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				

なお、本校から貴校の当該学科 (部) に対する出願者数は、次のとおりです。

### 入 学 者 選 抜 出 願 者 数 一 覧

出願学科 (部)	男	女	計

#### 記入上の注意

- 1 当該高等学校の入学者選抜に出願する者について記入する。
- 2 「出願学科 (部)」の欄は、第1志望の学科 (部) を記入する。
- 3 「氏名」の欄は、出願学科 (部) の欄が[付表1 県立学校一覧]における学科 (部) の順になるように記入する。
- 4 「備考」の欄は、「自己申告書」、「身体等の状況の記録」及び「日本語支援の配慮等に関する書類」を提出する場合に、その旨を記入する。

令和 年 月 日

教育事務所長 殿

立 学校長

**出 願 用 紙 申 込 書**

出願予定者数	出願用紙所要枚数		備 考
	入学者選抜	再 募 集	

令和 年 月 日

青森県教育庁学校教育課長 殿

教育事務所長

**出 願 用 紙 所 要 枚 数 報 告 書**

中 学 校 名	出願予定者数	出願用紙所要枚数	
		入学者選抜	再 募 集
教育事務所所要枚数			

## 成 績 一 覧 表

学年	教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語
	評定	人	人	人	人	人	人	人	人	人
第1学年	5									
	4									
	3									
	2									
	1									
	計									
第2学年	5									
	4									
	3									
	2									
	1									
	計									
第3学年	5									
	4									
	3									
	2									
	1									
	計									
令和 年 月 日			中学校名				校長 氏名	印		

令和 年 月 日

## 自己申告書

中学校名  
本人氏名  
保護者氏名

青森県立高等学校入学者選抜への出願に当たり、欠席の理由、志望の動機、高校生活への抱負などについて、下記のとおり申告します。

### 1 本人記入欄

### 2 保護者記入欄

#### 記入上の注意

- 1 全てペン書き（黒又は青）とする。（消せるペンは使用しないこと。）
- 2 本人氏名及び本人記入欄は、本人自筆とする。
- 3 保護者氏名及び保護者記入欄は、保護者自筆とする。
- 4 記入欄が不足する場合は、別紙（様式自由）に記入し、添付すること。

青森県立 高等学校長 殿  
（ 制の課程）

立 学校

再募集出願者一覧表

番号	氏名	性別	出願学科（部）	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				

記入上の注意

- 1 当該高等学校の再募集に出願する者について記入する。
- 2 「出願学科（部）」の欄は、第1志望の学科（部）を記入する。
- 3 「氏名」の欄は、出願学科（部）の欄が[付表1 県立学校一覧]における学科（部）の順になるように記入する。
- 4 「備考」の欄は、「自己申告書」、「身体等の状況の記録」及び「日本語支援の配慮等に関する書類」を新たに提出する場合や、入学者選抜において提出済みである場合には、その旨を記入する。

## 合格者数報告

青森県立

高等学校

学科 (部)	募集 人員	入学者選抜			再募集			合格 者数 計	備 考
		出願者数	受検者数	合格者数	出願者数	受検者数	合格者数		
				全日制					
				定時制					

記入上の注意

- 1 学科の区分は、農業、水産、工業、商業及び家庭に関する学科については、小学科の区分による。
- 2 合格者数計の欄には、入学者選抜及び再募集の合格者数の合計を記入する。
- 3 再募集を実施しない場合は、再募集の欄は空欄とする。

令和 年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

青森県立 高等学校長

入 学 者 数 報 告 (総括表) [ 制の課程] ( 部)

区分	学 科 名	選 抜	出願者数			受検者数			合格者数			入学者数		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
本年 3 月 卒 業 者	科	入学者選抜												
		再 募 集												
		特 別 選 抜												
	科	入学者選抜												
		再 募 集												
		特 別 選 抜												
	科	入学者選抜												
		再 募 集												
		特 別 選 抜												
	科	入学者選抜												
		再 募 集												
		特 別 選 抜												
小計 (A)														
過 年 度 卒 業 者	科	入学者選抜												
		再 募 集												
		特 別 選 抜												
	科	入学者選抜												
		再 募 集												
		特 別 選 抜												
	科	入学者選抜												
		再 募 集												
		特 別 選 抜												
	科	入学者選抜												
		再 募 集												
		特 別 選 抜												
小計 (B)														
合計 (A+B)														

\*原級留置 科 男 名 女 名

- (注意) 1 報告に当たっては、公印の押印を省略する。  
 2 募集人員を部ごとに設定している場合は、学科名欄に学科名及び部名を記載する。

様式第 10 号の 2 (用紙A 4判 縦型)

入 学 者 数 報 告 (3月卒業)															
		青森県立 高等学校 科 定 ( 部)													
区分	市町村別	中学校名	選 抜	出願者数			受検者数			合格者数			入学者数		
				男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
本年 3月 卒業 者	県内		入学者選抜												
			再 募 集												
			入学者選抜												
			再 募 集												
	県外	県	入学者選抜												
			再 募 集												
		県	入学者選抜												
			再 募 集												
	全国募集	県	入学者選抜												
			再 募 集												
			特別選抜												
	小 計 (A)														

様式第 10 号の 3 (用紙A 4判 縦型)

入 学 者 数 報 告 (過年度)															
		青森県立 高等学校 科 定 ( 部)													
区分	市町村別	中学校名	選 抜	出願者数			受検者数			合格者数			入学者数		
				男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
過 年 度 卒 業 者	県内		入学者選抜												
			再 募 集												
			入学者選抜												
			再 募 集												
	県外	県	入学者選抜												
			再 募 集												
		県	入学者選抜												
			再 募 集												
	全国募集	県	入学者選抜												
			再 募 集												
			特別選抜												
	小 計 (B)														

記入上の注意

- 1 小学科ごとに別葉とする。ただし、部ごとに募集人員を設定している場合は、部ごとに別葉とする。
- 2 中学校は、市町村別に分ける。
- 3 2以上の中学校がある市町村については、市町村ごとの計を入れる。
- 4 「全国募集」の欄については、全国からの生徒募集導入校のみ記入する。

令和 年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

本人氏名

保護者氏名

**青森県立高等学校出願承認申請書**

下記のとおり青森県立高等学校に出願したいので、承認くださるようお願いします。

記

本人	現住所				
	在学(出身)学校	立	中学校	学年	
	上記の学校の卒業等の年月日	平成・令和	年	月	日 卒業見込・卒業
	ふりがな	-----			
	氏名				
保護者	生年月日	平成	年	月	日生 年齢 満 歳
	現住所	電話 ( ) -			
	本人との続柄				
出願希望校	県立	科	高等学校	部 ( ) 制の課程	
理由					

- (注意) 1 本人及び保護者氏名はペン書き(黒又は青)とし、原則として自署とする。(消せるペンは使用しないこと。)
- 2 「卒業見込・卒業」については、該当する文字を○で囲むこと。
- 3 理由の欄は、青森県立高等学校出願を必要とする理由について詳細に記入すること。

令和 年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

立 中学校  
校長



青森県立高等学校出願承認申請書について (副申)

本校生徒 (卒業生) \_\_\_\_\_ の青森県立高等学校出願承認申請書について事  
(氏名)  
 情を調査した結果、下記のとおり副申します。  
 なお、青森県立高等学校以外の公立学校に出願しないことを確認しております。

記

本人	氏名			
	現住所			
保護者	氏名		本人との続柄	
	現住所			
出願希望校		県立	高等学校	
		科	部 ( )	制の課程
理由				
中学校所在地 及び 電話番号	〒 _____ 電話 ( ) _____			

(注意) 理由の欄には、家庭事情等、青森県立高等学校出願を必要とする理由について、調査の結果を詳細に記入すること。

※この要項の 2 ページの 3 出願の制限(4)により、他都道府県の公立高等学校又は公立特別支援学校に出願した者は、青森県立高等学校に出願できません。

令和 年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

本人氏名

保護者氏名

入学者選抜出願先変更承認願

下記のとおり入学者選抜出願先を変更したいので、承認くださるようお願いします。

記

本人	現住所				
	在学(出身)学校	立	学校	学年	
	上記の学校の卒業等の年月日	平成・令和	年	月	日 卒業見込・卒業
	ふりがな				
	氏名				
	生年月日	平成	年	月	日生
保護者	現住所	電話 ( ) -			
	本人との続柄				
はじめに出願した学校名及び受検番号	県立	科	高等学校部 ( ) 制の課程	受検番号	
変更を希望する学校名	県立	科	高等学校部 ( ) 制の課程		
上記の学校の変更を希望する理由					

- (注意) 1 本人及び保護者氏名はペン書き(黒又は青)とし、原則として自署とする。(消せるペンは使用しないこと。)
- 2 「卒業見込・卒業」については、該当する文字を○で囲むこと。
- 3 理由の欄は、出願先変更を必要とする理由について詳細に記入すること。

令和 年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

立 学校  
校長



入学者選拔出願先変更承認願について (副申)

本校生徒 (卒業生) \_\_\_\_\_ の入学者選拔出願先変更承認願について事  
(氏名)  
 情を調査した結果、下記のとおり副申します。

記

本人	氏名			
	現住所			
保護者	氏名		本人との続柄	
	現住所			
はじめに出願した 学校名及び受検番号		県立	科	高等学校 部 ( ) 制の課程 受検番号
変更を希望する 学 校 名		県立	科	高等学校 部 ( ) 制の課程
理 由				
中学校所在地 及 び 電 話 番 号	〒	電話 ( ) -		

(注意) 理由の欄には、家庭事情等、出願先変更を必要とする理由について、調査の結果を詳細に記入すること。

## 高等学校入学者選抜における 欠席者数等報告書

提出先	県教育庁学校教育課高等学校入学者選抜担当 [ E-mail : koukou_senbatsu@pref.aomori.lg.jp ]		
学 校	青森県立_____高等学校 ( _____ 制の課程 )		
担 当 者	職	氏名	
令和 8 年 3 月 5 日（木）に実施した入学者選抜の学力検査等において、欠席及び辞退した人数等を報告します。			
学科（部）名	欠席者数	辞退者数	備考
1 欠席者数及び辞退者数について、各学科（部）ごとに記入する。 2 欠席者及び辞退者がいない場合は、備考欄に「なし」と記入する。 3 令和 8 年 3 月 5 日（木）面接及び実技検査等終了後、速やかに、電子メールで学校教育課に提出する。 4 一部欠席者については、欠席者数に含め、備考欄に欠席した教科等（面接、実技検査も含む）を記載すること。 5 欠席者及び辞退者がいない場合も必ず提出すること。			

## 高等学校入学者選抜追検査における 欠席者数等報告書

提出先	県教育庁学校教育課高等学校入学者選抜担当 [ E-mail : koukou_senbatsu@pref.aomori.lg.jp ]		
学 校	青森県立_____高等学校 ( _____ 制の課程 )		
担 当 者	職	氏名	
令和 8 年 3 月 11 日 (水) に実施した入学者選抜追検査の学力検査等において、欠席及び 辞退した人数等を報告します。			
学科 (部) 名	欠席者数	辞退者数	備考
1 欠席者数及び辞退者数について、各学科 (部) ごとに記入する。 2 欠席者及び辞退者がいない場合は、備考欄に「なし」と記入する。 3 令和 8 年 3 月 11 日 (水) 面接及び実技検査等終了後、速やかに、電子メールで学校教育課に提出する。 4 一部欠席者については、欠席者数に含め、備考欄に欠席した教科等 (面接、実技検査も含む) を記載すること。 5 欠席者及び辞退者がいない場合も必ず提出すること。			

## 高等学校入学者選抜再募集における 欠席者数等報告書

提出先	県教育庁学校教育課高等学校入学者選抜担当 [ E-mail : koukou_senbatsu@pref.aomori.lg.jp ]		
学 校	青森県立_____高等学校 ( _____ 制の課程 )		
担 当 者	職	氏名	
令和 8 年 3 月 17 日 (火) に実施した入学者選抜再募集の学力検査等において、欠席及び 辞退した人数等を報告します。			
学科 (部) 名	欠席者数	辞退者数	備考
1 欠席者数及び辞退者数について、各学科 (部) ごとに記入する。 2 欠席者及び辞退者がいない場合は、備考欄に「なし」と記入する。 3 令和 8 年 3 月 17 日 (火) 面接及び実技検査等終了後、速やかに、電子メールで学校教育課に提出する。 4 一部欠席者については、欠席者数に含め、備考欄に欠席した教科等 (面接、実技検査も含む) を記載すること。 5 欠席者及び辞退者がいない場合も必ず提出すること。			

# 令和 8 年度青森県立高等学校 入学者選抜追検査受検希望届

令和 年 月 日

青森県立\_\_\_\_\_高等学校長 殿

この度、本校生徒（卒業生）である \_\_\_\_\_ は、  
( 出 願 者 氏 名 )

\_\_\_\_\_ を理由に、

貴校の令和 8 年度高等学校入学者選抜学力検査等を欠席しました。

については、追検査の受検を希望しますので、よろしくお願ひします。

出願学科（部） 科 部

受検番号 番

出願者氏名

在学（出身）中学校 立 学校

校 長

印

(注意) 中学校長は、出願先県立高等学校の校長に令和 8 年 3 月 6 日（金）14 時までには電話で追検査の受検希望者の受検番号及び氏名を連絡し、併せて「令和 8 年度青森県立高等学校入学者選抜追検査受検希望届」を作成し、FAX 等で送信した上で、速やかに郵送すること。

## 県境隣接地域県立高等学校入学志願者取扱協定について（岩手県）

岩手県教育委員会と青森県教育委員会は、県境隣接地域に住所を有する者の県外県立高等学校への入学志願者の取扱いについて、次のように協定している。

- 1 他方の県の県立高等学校へ入学志願することについては、別表の上欄に掲げる市町村に住所を有する者が、当該下欄に掲げる県外県立高等学校に志願する場合において、相互に認めるものとする。
- 2 県外県立高等学校への入学志願は、1校に限り認めるものとし、県内県立高等学校と県外県立高等学校との併願は認めないものとする。
- 3 前項の併願を防止するため、県外県立高等学校への入学を志願する場合は、願書に併願がない旨の在学又は出身中学校の長の証明書を添付させるものとする。  
また、県外からの入学志願書を受理した県立高等学校長は、当該願書を提出した者が所在する市町村が属する地域の県立高等学校の出願者名簿を閲覧することができるものとする。
- 4 県外県立高等学校へ出願した者は、当該県立高等学校の属する県が行う学力検査等を受けるものとする。
- 5 願書を受理した県外からの入学志願者については、別表の上欄に掲げる市町村の入学志願者と同一に取り扱うものとする。

別 表

(市町村名は、受験資格を持つ中学生の居住地を示す。)

岩 手 県 側		
<b>【市町村名】</b>		
久慈市	二戸市	八幡平市（平成17年 8 月31日における安代町の区域に限る）
軽米町	洋野町	下閉伊郡岩泉町のうち安家
普代村	野田村	九戸村 一戸町
<hr/>		
<b>【志願できる県立高等学校名】</b>		
八戸高等学校	八戸東高等学校	八戸北高等学校
八戸西高等学校	三戸高等学校	名久井農業高等学校
八戸工業高等学校	八戸水産高等学校	八戸商業高等学校
八戸中央高等学校		

青 森 県 側					
<b>【市町村名】</b>					
八戸市	三戸町	五戸町	田子町	南部町	階上町
新郷村					
<hr/>					
<b>【志願できる県立高等学校名】</b>					
久慈高等学校	久慈翔北高等学校	種市高等学校			
大野高等学校	軽米高等学校	伊保内高等学校			
福岡高等学校	北桜高等学校				

(注) 市町村名は令和6年11月1日現在のものである。

## 県境隣接地域県立高等学校志願者取扱協定について（秋田県）

秋田県教育委員会と青森県教育委員会は、県境隣接地域に住所を有する者の県外県立高等学校への入学志願者の取扱いについて、次のように協定している。

- 1 他方の県の県立高等学校へ入学志願することについては、別表の上欄に掲げる市町村に住所を有する者が、当該下欄に掲げる県外県立高等学校に志願する場合において、相互に認めるものとする。
- 2 県外県立高等学校への入学志願は、1校に限り認めるものとし、県内県立高等学校と県外県立高等学校との併願は認めないものとする。
- 3 前項の併願を防止するため、県外県立高等学校への入学を志願する場合は、併願がない旨の在学又は出身中学校の長の証明書を願書に添付させるものとする。  
また、県外からの入学願書を受理した県立高等学校長は、当該願書を提出した者の属する県境隣接地域の県立高等学校の出願者名簿を閲覧することができるものとする。
- 4 県外県立高等学校へ出願した者は、当該県立高等学校の属する県が行う学力検査等を受けるものとする。
- 5 願書を受理した県外からの入学志願者については、別表の上欄に掲げる市町村の入学志願者と同一に取り扱うものとする。

別 表

(市町村名は、受検資格を持つ中学生の居住地を示す。)

秋 田 県 側		
<b>【市町村名】</b>		
鹿角市	小坂町	大館市
北秋田市	能代市	藤里町
		八峰町
<b>【志願できる県立高等学校名】</b>		
弘前高等学校	弘前中央高等学校	弘前南高等学校
木造高等学校	鱒ヶ沢高等学校	五所川原高等学校
黒石高等学校	尾上総合高等学校	五所川原農林高等学校
柏木農業高等学校	弘前工業高等学校	五所川原工科高等学校
弘前実業高等学校		

青 森 県 側			
<b>【市町村名】</b>			
青森市のうち浪岡	弘前市	黒石市	五所川原市
十和田市のうち奥瀬字十和田湖畔	つがる市	平川市	鱒ヶ沢町
深浦町	鶴田町	中泊町	西目屋村
藤崎町	大鰯町	田舎館村	
<b>【志願できる県立高等学校名】</b>			
大館鳳鳴高等学校	大館桂桜高等学校	大館国際情報学院高等学校	
秋田北鷹高等学校	能代高等学校	能代松陽高等学校	
能代科学技術高等学校	鹿角高等学校		

(注) 市町村名は令和5年7月20日現在のものである。

# 青 森 県 立 高 等 学 校

## 全国からの生徒募集導入校への出願について

青森県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）全国からの生徒募集導入校への出願については、次の手続による。

### 1 導入校

全国からの生徒募集を導入する県立高等学校は、次のとおりである。

学 校 名	所 在 地
青森県立鱒ヶ沢高等学校	〒038-2761 西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字小夜 72 電話 0173-72-2106
青森県立柏木農業高等学校	〒036-0112 平川市荒田上駒田 130 電話 0172-44-3015
青森県立大間高等学校	〒039-4601 下北郡大間町大字大間字大間平 20 の 43 電話 0175-37-2109
青森県立三戸高等学校	〒039-0141 三戸郡三戸町大字川守田字白坂ノ上 3 の 1 電話 0179-22-2148
青森県立名久井農業高等学校	〒039-0502 三戸郡南部町大字下名久井字下諏訪平 1 電話 0178-76-2215

### 2 受入人員

1 導入校の令和8年度入学者募集人員内とする。

なお、受入人員の考え方については、この要項の55ページを参照すること。

### 3 全国からの生徒募集導入校へ出願できる者

原則として、県内に居住する身元引受人及び県内の居住先を確保できる者とする。

なお、身元引受人は、原則として導入校所在市町村（以下「市町村」という。）が紹介する者（下宿の管理人等）又は志願者の親族等（祖父母、おじ、おば等）とする。身元引受人及び居住先の確保を市町村に依頼する場合は、あらかじめ市町村に連絡すること。

学 校 名	市町村名	連 絡 先
青森県立鱒ヶ沢高等学校	鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町教育委員会 教育みらい課 電話 0173-82-0976
青森県立柏木農業高等学校	平川市	平川市役所 政策推進課 電話 0172-55-5737
青森県立大間高等学校	大間町	大間町教育委員会 教育課 電話 0175-37-2103
青森県立三戸高等学校	三戸町	三戸町教育委員会 教育委員会事務局 電話 0179-20-1157
青森県立名久井農業高等学校	南部町	南部町教育委員会 学務課 電話 0178-38-5968

#### 4 出願承認申請

志願者は、次のものを添えて、中学校の校長を通じ令和 8 年 1 月 14 日(水)までに、青森県教育委員会に願出する。

- (1) 青森県立高等学校出願（全国からの生徒募集）承認申請書（様式第 17 号）
- (2) 青森県立高等学校出願（全国からの生徒募集）承認申請書について（副申）（様式第 18 号）
- (3) 身元引受人依頼・承諾書（様式第 19 号）
- (4) 出願承認書等送付用封筒（原則として簡易書留。角形 2 号。郵便番号記入、宛名明記、530 円分の切手貼付。必要に応じ、速達料金 300 円分の切手を追加。）

なお、全国からの生徒募集「あおもり留学特別選抜」への出願については、この要項 46 ページの「令和 8 年度青森県立高等学校全国からの生徒募集「あおもり留学特別選抜」要項」を参照すること。

また、出願に必要な用紙等は、送付用封筒（角形 2 号。郵便番号記入、宛名明記、270 円分の切手貼付。）を添えて、直接青森県教育庁学校教育課宛に請求すること。

#### 5 その他

事前に出願先県立高等学校の見学等を行い、入学後の生活について保護者とよく確認すること。

令和 年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

本人氏名

保護者氏名

青森県立高等学校出願 (全国からの生徒募集) 承認申請書

下記のとおり青森県立高等学校 (全国からの生徒募集導入校) に出願したいので、承認くださるようお願いいたします。

記

本人	現住所				
	在学 (出身) 学校	立	中学校	学年	
	上記の学校の卒業等の年月日	平成・令和	年	月	日 卒業見込・卒業
	ふりがな	-----			
	氏名				
保護者	生年月日	平成	年	月	日生 年齢 満 歳
	現住所	電話 ( ) -			
	本人との続柄				
出願希望校	県立	高等学校	科		
身元引受人	氏名				
	現住所				
	本人との関係				
本人の転居先住所					
出願理由					

- (注意) 1 本人及び保護者氏名はペン書き (黒又は青) とし、原則として自署とする。(消せるペンは使用しないこと。)
- 2 「卒業見込・卒業」については、該当する文字を○で囲むこと。
- 3 市町村が紹介する身元引受人が、提出時まで未定 (もしくは依頼中) の場合は、その旨を青森県教育庁学校教育課 (017-734-9883) まで連絡すること。

令和 年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

立 中学校  
校長



青森県立高等学校出願 (全国からの生徒募集) 承認申請書  
について (副申)

本校生徒 (卒業生) \_\_\_\_\_ の青森県立高等学校出願 (全国からの生徒募  
(氏名)  
集) 承認申請書について事情を調査した結果、下記のとおり副申します。  
なお、青森県立高等学校以外の公立学校に出願しないことを確認しております。

記

本人	氏名			
	現住所			
保護者	氏名		本人との続柄	
	現住所			
出願希望校	県立	高等学校	科	

※この要項の 2 ページの 3 出願の制限(4)により、他都道府県の公立高等学校又は公立特別支援学校に出願した者は、青森県立高等学校に出願できません。

令和 年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

本人氏名

保護者氏名

### 身元引受人依頼・承諾書

上記の志願者が青森県立高等学校を志願するに当たり、下記の者に身元引受人を依頼します。

#### 記

- 1 身元引受人氏名 ふりがな \_\_\_\_\_
- 2 本人との関係 祖父母 おじ又はおば その他 ( \_\_\_\_\_ )  
※該当するものにチェックを入れること。  
※その他の場合は、括弧に記載すること。

上記の志願者が青森県立高等学校を志願するに当たり、責任を持って身元引受人になることを承諾します。なお、志願者が青森県立高等学校へ進学した場合は、引き続き身元引受人になることをあわせて承諾します。

令和 年 月 日

- 3 身元引受人住所 〒 \_\_\_\_\_  
電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

- 4 身元引受人氏名 \_\_\_\_\_

導入校所在市町村が紹介する身元引受人による場合は、以下に市町村名及び担当者職・氏名を記入すること。

- 5 市町村名及び担当者 \_\_\_\_\_ 市町村名 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 担当者 職・氏名 \_\_\_\_\_

- (注意) 1 「本人及び保護者氏名」、「4 身元引受人氏名」についてはペン書き (黒又は青) とし、原則としてそれぞれ自署とする。(消せるペンを使用しないこと。)  
2 市町村が紹介する身元引受人が、提出時まで未定 (もしくは依頼中) の場合は、その旨を青森県教育庁学校教育課 (017-734-9883) まで連絡すること。

# 令和 8 年度青森県立高等学校 全国からの生徒募集「あおもり留学特別選抜」要項

令和 8 年度における青森県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）全国からの生徒募集「あおもり留学特別選抜」（以下「あおもり留学特別選抜」という。）は、この要項によって実施する。

## 1 実施校

「あおもり留学特別選抜」は、この要項 41 ページの 1 導入校において実施する。

## 2 募集人員

「あおもり留学特別選抜」の募集人員は、若干名とする。

## 3 出願資格

「あおもり留学特別選抜」に出願することができる者は、「令和 8 年度青森県立高等学校（全日制の課程及び定時制の課程）入学者選抜要項」（以下「入学者選抜要項」という。）2 ページの 2 出願資格に掲げる者で、次の条件を満たす者とする。

県外に居住する者のうち、原則として県内に居住する身元引受人及び県内の居住先を確保でき、合格した場合に入学を確約できる者。

ただし、岩手県及び秋田県との間で締結している県境隣接地域県立高等学校入学志願者取扱協定に該当する場合を除く。

## 4 出願の制限

入学者選抜要項 2 ページの 3 出願の制限による。

## 5 出願の手続

### (1) 出願書類

出願に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 入学者選抜要項 2 ページの 2 出願資格(1)、(2)に該当する者

- (7) 入学願書（留様式第 1 号）
- (4) 調査書（入学者選抜要項の様式第 2 号に同じ。）
- (7) 志願理由書（留様式第 3 号）
- (イ) 青森県立高等学校出願承認書

イ 入学者選抜要項 2 ページの 2 出願資格(3)に該当する者

- (7) 入学願書（留様式第 1 号）
- (4) 志願理由書（留様式第 3 号）
- (7) 入学出願資格に関する証明書
- (イ) 最終在籍学校又は中学校卒業程度認定試験の成績証明書
- (4) 令和 7 年 4 月 1 日以降に検査を受けた健康診断書
- (7) 青森県立高等学校出願承認書

## (2) 出願手続

ア 出願者は、この要項 42 ページの 4 出願承認申請の手続により青森県教育委員会から交付された「青森県立高等学校出願承認書」とともに、次の書類を在学（出身）中学校の校長に提出する。

- (7) 入学願書（留様式第 1 号）

所要事項を記入の上、「あおり留学特別選抜」手数料として 2,200 円分の青森県収入証紙を貼付。

- (4) 志願理由書（留様式第 3 号）

イ 各中学校の校長は、次の書類を 6 入学願書の受付及び受検票等の交付(1)に定める受付期間内に、出願先県立高等学校の校長に提出する。

- (7) 全国からの生徒募集「あおり留学特別選抜」への出願について（留様式第 2 号）

- (4) 入学願書（留様式第 1 号）
- (7) 調査書（入学者選抜要項の様式第 2 号に同じ。）
- (イ) 志願理由書（留様式第 3 号）
- (4) 青森県立高等学校出願承認書
- (7) 合否結果等送付用封筒 角形 2 号

((7)については原則として簡易書留。郵便番号記入、宛名明記、530 円分の切手貼付。)

ウ 面接等の受検及び入学後の指導に当たって、特に配慮する必要がある者については、入学者選抜要項 14 ページの 2 特別な配慮が必要な場合の手続により手続をすること。

エ 中学校において、いずれかの学年の欠席日数がおおむね 30 日以上ある者は、本人の希望により、入学者選抜要項 4 ページの **4 出願の手続**(3)オの方法により「自己申告書（入学者選抜要項の様式第 7 号に同じ。）」を提出することができる。

オ 入学者選抜要項 2 ページの **2 出願資格**(3)に該当する者は、出願書類に「合否結果等送付用封筒」を添えて、**6 入学願書の受付及び受検票等の交付**(1)に定める受付期間内に、直接、出願先県立高等学校の校長に提出する。封筒サイズ等は、**5 出願の手続**(2)イ(カ)に準ずる。

カ いったん出願した者は、出願先県立高等学校を変更することはできない。

## 6 入学願書の受付及び受検票等の交付

(1) 入学願書の受付期間は、

令和 8 年 1 月 22 日(木)から

同 年 1 月 28 日(水)まで

とし、受付時間は 9 時から 16 時までとする。ただし、土曜日、日曜日は除くものとする。

なお、郵送の場合は、受付期間の最終日における受付時間内に到着しなければならない。

また、出願先県立高等学校の校長は、「青森県立高等学校出願承認書」を確認の上、受け付けること。

(2) 出願先県立高等学校の校長は、各中学校の校長に、受検上の注意事項を F A X 等により配布する。

(3) 出願先県立高等学校の校長は、面接等実施日の受付の際に、身分証明書等で本人を確認の上、出願者に受検票を交付する。

## 7 調査書の作成

入学者選抜要項 6 ページの **8 調査書の作成**による。

## 8 面接等

(1) 面接等実施日

令和 8 年 2 月 2 日(月)

(2) 実施内容

面接及び作文は、出願者全員について実施する。

(3) **実施場所**

ア 面接等は、出願先県立高等学校において実施する。

イ 面接等実施会場における責任者は、当該県立高等学校の校長とする。

(4) **欠席の報告**

各県立高等学校の校長は、入学者選抜の面接等を欠席した者の人数を、令和 8 年 2 月 2 日（月）面接及び作文終了後、速やかに、「「あおり留学特別選抜」における欠席者数等報告」（留様式第 4 号）により電子メールで学校教育課に報告すること。

## 9 入学者の選抜

入学者選抜要項 8 ページの 12 **入学者の選抜**による。

ただし、病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、面接等の全部又は一部を受けることができなかつた者については、県立高等学校の校長が事情を調査の上、適切な方法によって選抜を行う。

## 10 選抜結果の通知

「あおり留学特別選抜」の選抜結果の通知日及び方法は、次のとおりとする。

(1) **通知日**

令和 8 年 2 月 5 日（木）

(2) **方法**

各中学校の校長に合否結果を通知する。

(3) **その他**

各県立高等学校の校長は、「「あおり留学特別選抜」における合格者数報告」（留様式第 5 号）によって、令和 8 年 2 月 5 日（木）に電子メールで学校教育課に報告すること。



令和 年 月 日

青森県立 高等学校長 殿

立 中学校

校長



全国からの生徒募集「あおり留学特別選抜」への出願について

下記の者は貴校の「あおり留学特別選抜」へ出願します。  
なお、合格した場合は、貴校への入学を確約することを確認しております。

記

氏 名	出願学科	備 考

(注意)

- 1 当該高等学校の「あおり留学特別選抜」に出願する者について記入する。
- 2 「出願学科」の欄は、第1志望の学科を記入する。
- 3 「備考」の欄は、「自己申告書」及び「身体等の状況の記録」を提出する場合に、その旨を記入する。

受検番号	※
------	---

志願理由書（全国からの生徒募集「あおり留学特別選抜」）

青森県立\_\_\_\_\_高等学校長 殿

中学校名\_\_\_\_\_

ふりがな  
出願者氏名\_\_\_\_\_

私は、貴校の全日制の課程の\_\_\_\_\_科へ、次の理由により特別選抜による入学を希望します。

1 入学を志望する理由や抱負について （出願した学校に入学したい理由や入学してから自分がしたいと思うことなどについて記入してください。）
2 中学校在学中における学校内外の諸活動について （中学校生活の中で、学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動、その他の活動等について、特にアピールしたいことを具体的に記入してください。）

記入上の注意

- 1 出願者が記入、作成すること。なお、「出願者氏名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、印刷してもよいが、欄の大きさ等を変更しないこと。また、文字のフォントはMS明朝、大きさは11ポイントを基本とする。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。

## 「あおもり留学特別選抜」における 欠 席 者 数 等 報 告

提 出 先	県教育庁学校教育課高等学校入学者選抜担当 [ E-mail : koukou_senbatsu@pref.aomori.lg.jp ]		
学 校	青森県立 高等学校		
担 当 者	職	氏名	
令和8年2月2日（月）に実施した「あおもり留学特別選抜」において、欠席及び辞退した人数等を報告します。			
学科名	欠席者数	辞退者数	備考
1 欠席者数及び辞退者数について、各学科ごとに記入する。 2 欠席者及び辞退者がいない場合は、備考欄に「なし」と記入する。 3 令和8年2月2日（月）面接及び作文終了後、速やかに、電子メールで学校教育課に提出する。 4 欠席者及び辞退者がいない場合も必ず提出すること。			

# 「あおもり留学特別選抜」における 合格者数報告

青森県立

高等学校  
(全日制の課程)

出願者数	合格者数	備考

# 令和 8 年度青森県立高等学校入学者選抜における 県外志願者の受入れ（全国からの生徒募集）に関する事項について

## 1 県外志願者の受入れを行う学校・学科

- (1) 学校・学科名 青森県立鱒ヶ沢高等学校 普通科  
郵便番号・住所 〒038-2761 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字小夜 72  
電話番号 0173-72-2106  
ホームページ <https://www.ajigasawa-h.asn.ed.jp/> 
- (2) 学校・学科名 青森県立柏木農業高等学校 生物生産科、環境工学科、食品科学科  
郵便番号・住所 〒036-0112 青森県平川市荒田上駒田 130  
電話番号 0172-44-3015  
ホームページ <https://www.kashiwagi-ah.asn.ed.jp/> 
- (3) 学校・学科名 青森県立大間高等学校 普通科  
郵便番号・住所 〒039-4601 青森県下北郡大間町大字大間字大間平 20 の 43  
電話番号 0175-37-2109  
ホームページ <https://www.ohma-h.asn.ed.jp/> 
- (4) 学校・学科名 青森県立三戸高等学校 普通科  
郵便番号・住所 〒039-0141 青森県三戸郡三戸町大字川守田字白坂ノ上 3 の 1  
電話番号 0179-22-2148  
ホームページ <https://www.sannohe-h.asn.ed.jp/> 
- (5) 学校・学科名 青森県立名久井農業高等学校 生物生産科、環境システム科  
郵便番号・住所 〒039-0502 青森県三戸郡南部町大字下名久井字下諏訪平 1  
電話番号 0178-76-2215  
ホームページ <https://www.nakui-ah.asn.ed.jp/> 

## 2 受入人員

- (1) 県内及び県外志願者数の合計が 1 に示した高等学校（以下「導入校」という。）の募集人員を超えない場合、県外志願者の受入人員の割合については特に定めない。
- (2) 県内及び県外志願者数の合計が導入校の募集人員を超える場合、以下のア、イにより県外志願者の受入人員の割合を定める。
  - ア 県内志願者の割合が募集人員の 90% 以上の場合、県外志願者の受入人員の割合を募集人員の 10% 以内とする。
  - イ 県内志願者の割合が募集人員の 90% 未満の場合、県外志願者の受入人員の割合を募集人員の 10% を超えたものとするができる。

## 3 その他

- (1) 導入校の各学科の令和 8 年度入学者選抜における募集人員は、別に定めます。
- (2) 出願手続等については、「令和 8 年度青森県立高等学校入学者選抜要項」に掲載します。

# 令和 8 年度青森県立高等学校 (通信制の課程) 入学者選抜要項

令和 8 年度における青森県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）の通信制の課程に入学する者の選抜は、この要項によって実施する。

## 1 設 置 校

通信制の課程を設置する県立高等学校は、次のとおりである。

学 校 名	所 在 地
青森県立北斗高等学校	〒030-0813 青森市松原二丁目 1 の 24 電話 017-734-4464
青森県立八戸中央高等学校	〒031-0803 八戸市諏訪一丁目 2 の 17 電話 0178-22-2039
青森県立尾上総合高等学校	〒036-0211 平川市高木松元 7 の 6 電話 0172-57-5528

## 2 募 集 人 員

県立高等学校の通信制の課程の募集人員は、別に定める。

## 3 出 願 資 格

県立高等学校の通信制の課程に出願することができる者は、青森県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 令和 8 年 3 月に中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第 95 条の各号のいずれかに該当する者

## 4 出 願 の 制 限

出願できる県立高等学校の通信制の課程は、1 人、1 校に限るものとする。

## 5 出 願 の 手 続

### (1) 出願書類

出願に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 入学願書（通様式第 1 号）
- イ 調査書（「令和 8 年度青森県立高等学校（全日制の課程及び定時制の課程）入学者選抜要項」の様式第 2 号に同じ。）
- ウ 3 出願資格(3)に該当する者は、調査書に代えて、次の書類を提出する。
  - (ア) 入学出願資格に関する証明書
  - (イ) 最終在籍学校又は中学校卒業程度認定試験の成績証明書
  - (ウ) 令和 7 年 4 月 1 日以降に検査を受けた健康診断書

## (2) 出願用紙の交付

出願に必要な用紙は、1 設置校において、令和 8 年 2 月 2 日（月）から交付するので、事前に出願先県立高等学校に電話連絡の上、直接受け取りに行くこと。また、郵送による交付を希望する場合は、事前に出願先県立高等学校に電話連絡し、送付用封筒（角形 2 号。郵便番号記入、宛名明記、1 部希望する場合は 180 円分の切手貼付。）を同封の上、請求すること。

## (3) 入学願書等の提出

ア 出願者は、入学願書に所要事項を記入の上、合否結果送付用封筒（原則として簡易書留。角形 2 号。郵便番号記入、宛名明記、670 円分の切手貼付。）を添えて、在学（出身）中学校の校長に提出する。

イ 中学校の校長は、出願者から提出された書類に、調査書及び合否結果送付用封筒（原則として簡易書留。長形 3 号。郵便番号記入、宛名明記、460 円分の切手貼付。）を添えて、定められた受付期間内に、出願先県立高等学校の校長に提出する。

ウ 3 出願資格(3)に該当する者は、出願書類及び合否結果送付用封筒（原則として簡易書留。角形 2 号。郵便番号記入、宛名明記、670 円分の切手貼付。）を、定められた受付期間内に、出願先県立高等学校の校長に提出する。

## 6 入学願書の受付

(1) 入学願書の受付期間は、令和 8 年 3 月 9 日（月）から同年 3 月 26 日（木）までとする。受付時間は 9 時から 16 時までとする。ただし、土曜日、日曜日、休日は除く。

(2) 郵送の場合は、受付期間の最終日の消印のあるものは受け付ける。

## 7 選 抜 の 方 法

(1) 県立高等学校の校長は、校内教員をもって入学者選抜委員会を構成し、入学者の選抜に当たる。

(2) 入学者の選抜は、入学願書とともに提出された調査書その他の書類を資料として行うものとする。

(3) 県立高等学校の校長は、面接や作文を必要と認めたときは、これを実施することができる。この場合は、その結果を選抜のための資料に加える。

## 8 合格者の発表

令和 8 年 4 月 10 日（金）までに本人及び在学（出身）中学校の校長に合否結果を通知する。また、県立高等学校の校長は、「合格者数報告（通様式第 2 号）」によって、令和 8 年 4 月 15 日（水）までに青森県教育庁学校教育課長に報告すること。

## 9 そ の 他

(1) この要項に定めるもののほか、調査書の作成については、「令和 8 年度青森県立高等学校（全日制の課程及び定時制の課程）入学者選抜要項」によるものとする。

(2) 後期入学に係る選抜については、別に定める。



# 合格者数報告

青森県立

高等学校  
(通信制の課程)

出願者数	合格者数	備考

# 令和8年度 青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針

青森県立特別支援学校高等部における入学者の選抜は、この方針によって実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、高等部を設置する各特別支援学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

- 1 特別支援学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、次のとおりとする。
  - (1) 出願は、1人、1校1学科に限るものとする。ただし、青森県立盲学校に出願する場合は、普通科と保健医療科との間で第2志望を認める。
  - (2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書、各特別支援学校で実施する面接の結果及び必要に応じて実施する諸検査の結果を選抜資料とし、総合的に判定し行うものとする。
  - (3) 青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校の産業科に出願し、やむを得ない事由によって入学者選抜の学力検査等を受検できなかった者を対象に、別に定めるところにより、追検査を行うものとする。
  - (4) (1)にかかわらず、青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校の産業科に出願し、合格しなかった場合は、知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（青森県立八戸高等支援学校を含む。）の普通科に出願することができる。
- 3 面接及び諸検査は、障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に十分配慮して適切に実施するものとする。
- 4 選抜に当たっては、各特別支援学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

# 令和 8 年度青森県立特別支援学校 高等部 入学者 選抜 要 項

令和 8 年度における青森県立特別支援学校（以下「県立特別支援学校」という。）の高等部の第 1 学年に入学する者の選抜は、この要項によって実施する。

なお、本要項は、県立特別支援学校の高等部の入学者選抜に関する共通事項を示したものであるため、詳細は、各県立特別支援学校が定める募集要項によって実施する。

## 1 募 集 人 員

県立特別支援学校の高等部の各学科の入学者募集人員は、別に定める。

## 2 出 願 資 格

県立特別支援学校の高等部に出願することができる者は、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者（身体虚弱者を含む。）で、次に掲げる者とする。

- (1) 令和 8 年 3 月に特別支援学校の中学部、中学校及びこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者
- (2) 特別支援学校中学部（盲学校、聾学校及び養護学校中学部を含む。）又は中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

## 3 出 願 の 制 限

- (1) 出願できる県立特別支援学校は、1 人、1 校 1 学科に限る。
- (2) 県立特別支援学校に出願した場合は、県立高等学校に出願できない。
- (3) 県立盲学校に出願する場合は、普通科と保健医療科の間で第2志望を認める。
- (4) (1)にかかわらず、県立青森第二高等養護学校又は県立八戸高等支援学校の産業科に出願し、合格しなかった場合は、知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（県立八戸高等支援学校を含む。）の普通科に出願することができる。

## 4 出 願 の 手 続

### (1) 出 願 書 類

出願に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 入学願書（特様式第 1 号）
- イ 調 査 書（特様式第 2 号）

ただし、2 出願資格(3)に該当する者は、調査書に代えて、次の書類を提出すること。

- (7) 入学出願資格に関する証明書
- (4) 最終在籍学校又は中学校卒業程度認定試験の成績証明書
- (9) 令和7年4月1日以降に検査を受けた健康診断書

## (2) 出願用紙の交付

ア 出願用紙は、出願先県立特別支援学校において交付する。

出願者の在学（出身）の学校の校長は、出願用紙申込書（特様式第3号）を出願先県立特別支援学校の校長に提出する。なお、郵便により出願用紙を請求する場合は、必ず送付用封筒（角形2号、郵便番号記入、宛名明記、切手貼付。）を同封の上、申し込むこと。

イ 交付期間

令和7年11月4日(火)～令和7年12月23日(火)

（土曜日、日曜日、休日を除く。）

## (3) 入学願書等の提出

ア 出願者は、「入学願書（特様式第1号）」に所要事項を記入の上、在学（出身）の学校の校長に提出する。

イ 出願者の在学（出身）の学校の校長は、次の書類を、定める受付期間内に、出願先県立特別支援学校の校長に提出する。

(7) 入学願書（特様式第1号）

(4) 調査書（特様式第2号）

(9) 受検票等送付用封筒 角形2号

(5) 合否結果等送付用封筒 角形2号

（(9)、(5)については原則として簡易書留。郵便番号記入、宛名明記、620円分の切手貼付。中学校等が直接学校に取りに行く場合は、切手は不要で、あらかじめ封筒に明記。）

ウ 県立青森第二高等養護学校又は県立八戸高等支援学校の産業科に出願する者のうち、合格しなかった場合に、知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（県立八戸高等支援学校を含む。）の普通科への出願を希望する者については、県立青森第二高等養護学校又は県立八戸高等支援学校の校長にのみ提出する。

エ 県立青森第二高等養護学校及び県立八戸高等支援学校の校長は、産業科に出願し、合格しなかった者の入学願書（特様式第1号）及び調査書（特様式第2号）を、出願者が、合格しなかった場合に出願を希望する知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の校長に速やかに送付する。

## (4) 入学願書の受付

ア 入学願書の受付期間は、令和8年1月7日(水)から令和8年1月14日(水)までとする。受付時間は、9時から16時までとする。ただし、土曜日、日曜日、休日を除く。

イ 郵送の場合は、受付期間の最終日における受付時間内に到着しなければならない。

## (5) 受検票の交付

各県立特別支援学校の校長は、受検番号を記入し校長印を押した受検票を、各特別支援学校又は各中学校の校長を通じ出願者に交付する。

## 5 県外に住所を有する者の出願手続

- (1) 県外に住所を有する者が県立特別支援学校の高等部に出願する場合は、高等部出願承認申請書（特様式第4号）を青森県教育委員会に提出し、承認を得なければならない。
- (2) 県立特別支援学校の校長は、(1)による承認の得られない者の入学願書（特様式第1号）を受理することはできない。

## 6 諸検査及び面接の実施日

- (1) 県立青森第二高等養護学校及び県立八戸高等支援学校の産業科  
令和8年1月29日(木)
- (2) 県立青森第二高等養護学校及び県立八戸高等支援学校の産業科の追検査  
令和8年2月4日(水)
- (3) 県立青森第二高等養護学校及び県立八戸高等支援学校の産業科を除く、県立特別支援学校の普通科及び保健医療科  
令和8年2月25日(水)

## 7 選抜の方法

- (1) 各県立特別支援学校の校長は、校内教員をもって入学者選抜委員会を構成し、入学者の選抜に当たる。
- (2) 入学者の選抜に当たっては、調査書、面接及び必要に応じて実施する諸検査の結果に基づき公正かつ総合的に判定する。
- (3) 病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、諸検査及び面接の全部又は一部を受けることができなかった者については、県立特別支援学校の校長が事情を調査の上、適切な方法によって選抜を行う。

ただし、県立青森第二高等養護学校又は県立八戸高等支援学校の産業科に出願した者は、追検査を受検することができる。

追検査については、この要項の65ページ「青森県立特別支援学校高等部産業科入学者選抜追検査取扱要項」による。

## 8 合格者の発表及び通知

### (1) 日時

ア 県立青森第二高等養護学校及び県立八戸高等支援学校の産業科

令和8年2月9日(月) 9時

イ 県立青森第二高等養護学校及び県立八戸高等支援学校の産業科を除く、県立特別支援学校の普通科及び保健医療科

令和8年3月4日(水) 9時

(2) 方法

各県立特別支援学校において受検番号で発表するとともに、各特別支援学校及び各中学校の校長に通知する。

9 出願及び選抜についての報告

各県立特別支援学校の校長は、次により県教育庁学校教育課長に報告しなければならない。

報告事項	期 限	方 法	
1 出願者数 (学科別、男女別)	令和 8 年 1 月 15 日(木) 15 時まで	電話及び 電子メール	
2 選抜結果 (学科別、男女別)	県立青森第二高等 養護学校及び県立 八戸高等支援学校 の産業科	令和 8 年 2 月 9 日(月) 12 時まで	電話及び 電子メール ※名簿は郵送のみ とし、メールに 添付しない。
		令和 8 年 2 月 13 日(金)	文書 (特様式第 5 号及 び名簿)
	県立青森第二高等 養護学校及び県立 八戸高等支援学校 の産業科を除く、 県立特別支援学校 の普通科及び保健 理療科	令和 8 年 3 月 4 日(水) 12 時まで	電話及び 電子メール ※名簿は郵送のみ とし、メールに 添付しない。
		令和 8 年 3 月 9 日(月)	文書 (特様式第 5 号及 び名簿)

## 青森県立特別支援学校高等部産業科入学者選抜追検査取扱要項

### 1 趣旨

病気、交通事故その他やむを得ない事由（以下「やむを得ない事由」という。）により、青森県立特別支援学校高等部産業科入学者選抜において、令和 8 年 1 月 29 日（木）に実施する学力検査等（以下「本検査」という。）の全部又は一部を受検することができなかった者を対象に、学力検査等を改めて受検する機会を確保するために、追検査を実施する。

### 2 追検査を受検できる者

本検査の全部又は一部をやむを得ない事由により欠席し、かつ追検査の受検を希望する者とする。

### 3 追検査の受検に係る手続

- (1) やむを得ない事由により本検査を欠席する者がいる場合、在学（出身）中学校又は在学（出身）特別支援学校中学部（以下「在学（出身）中学校等」という。）の校長は、あらかじめ、出願先県立特別支援学校の校長に電話で欠席の連絡をすること。
- (2) 本検査を欠席した者（一部欠席者を含む）の追検査受検の希望の有無について、在学（出身）中学校等の校長は、出願先県立特別支援学校の校長に、令和 8 年 1 月 29 日（木）14 時までに電話で連絡すること。なお、希望する者については、受検番号及び氏名を伝え、併せて「令和 8 年度青森県立特別支援学校高等部産業科入学者選抜追検査受検希望届」（特様式第 6 号、以下「追検査受検希望届」という。）を作成し、F A X 等で送信した上で、速やかに郵送すること。
- (3) (2)により電話で連絡を受けた県立特別支援学校の校長は、令和 8 年 1 月 29 日（木）15 時までに電話で、追検査の希望者数（希望しない者の人数を含む）を学校教育課に報告すること。
- (4) (2)により電話で連絡を受けた県立特別支援学校の校長は、令和 8 年 2 月 2 日（月）15 時までに、追検査の受検を希望する者の在学（出身）中学校等の校長に、追検査に係る注意事項を F A X 等により配布すること。

### 4 追検査の実施

#### (1) 実施日

令和 8 年 2 月 4 日（水）

#### (2) 検査場

出願先県立特別支援学校

(3) **学力検査**

学力検査は、次の時間及び教科により実施する。

13時15分～13時45分（30分） 国語

14時00分～14時30分（30分） 数学

(4) **面接及びその他の検査**

面接及びその他の検査は、学力検査終了後、本検査と同様に各県立特別支援学校で定められた内容で実施する。

(5) **その他**

出願者は、追検査当日、本検査用に交付された受検票を持参すること。

## 5 選抜の方法

- (1) 追検査を実施する県立特別支援学校の校長は、校内教員をもって入学者選抜委員会を構成し、入学者の選抜を行う。
- (2) 入学者の選抜に当たっては、本検査及び追検査で受検した学力検査等の結果及び在学（出身）中学校等からの調査書に基づき公正かつ総合的に判定する。
- (3) やむを得ない事由によって、追検査を受けることができなかった者については、県立特別支援学校の校長が事情を調査の上、適切な方法によって選抜を行う。

## 6 合格者の発表及び通知

追検査に係る合格発表については、この要項 63 ページの「8 合格者の発表及び通知」の「(1) 日時」の「ア」による。

## 7 その他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施について必要な事項は、青森県教育委員会教育長が別に定める。

○ 追検査のおおまかな流れ

(詳細は、この要項 65 ページの「3 追検査の受検に係る手続」参照)

<p>(1) 欠席の連絡</p> <p>在学(出身)中学校等の校長は、次の事項を出願先県立特別支援学校に電話で連絡する。</p> <p>① 欠席の理由 ② 追検査受検の希望の有無</p>	<p>(本検査前日まで)</p>
<p>※本検査当日の欠席の連絡は、確実に出願先県立特別支援学校に伝わるように在学(出身)中学校等で定める。</p>	<p>本検査当日 1月29日(木)</p>
↓	
<p>(2) 「追検査受検希望届」の作成、提出</p> <p>本検査を欠席した者(一部欠席者を含む)の追検査受検の希望の有無について、在学(出身)中学校等の校長は、出願先県立特別支援学校の校長に、電話で出願者の氏名及び受検番号を連絡する。</p> <p>なお、希望する者については、受検番号及び氏名を伝え、併せて、「追検査受検希望届」を作成し、FAX等で送信した上で、原本を郵送する。</p>	<p>追検査受検者の 電話連絡 1月29日(木) 14時まで</p> <p>「追検査受検希望届」 を速やかに郵送</p>
↓	
<p>(3) 追検査実施予定の報告</p> <p>追検査を実施する県立特別支援学校の校長は、追検査の受検者決定後、電話で追検査の希望者数(希望しない者の人数を含む)を学校教育課に電話で報告する。</p>	<p>1月29日(木) 15時まで</p>
↓	
<p>(4) 追検査実施予定の連絡</p> <p>追検査を実施する県立特別支援学校の校長は、追検査の受検を希望する者の在学(出身)中学校等の校長に、追検査に係る注意事項をFAX等により送付する。</p>	<p>2月2日(月) 15時まで</p>
↓	
<p>追検査(学力検査、面接等)の実施</p>	<p>2月4日(水) 13時15分～</p>
↓	
<p>合格者の発表</p>	<p>2月9日(月)</p>

## 入 学 願 書

貴校 科に入学したいので、許可くださるようお願いいたします。

令和 年 月 日

青森県立 学校長 殿

ふりがな	
本人氏名	
保護者氏名	

本人	現 住 所	
	在学（出身）学校	
	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生

保護者	現住所		本人との続柄	
-----	-----	--	--------	--

入 学 志 望	青森県立盲学校に入学を志望する場合（※1）	第2志望 （※1）	青森県立盲学校 科
	産業科に入学を志望する場合（※2）	産業科に合格しなかった場合に出願を希望する青森県立特別支援学校（※2）	青森県立 学校 普通科
	青森県立青森第一高等養護学校に入学を志望する場合（※3）	青森県立青森第一高等養護学校（肢体不自由）	
		青森県立青森第一高等養護学校（知的障がい）	

- ※1 青森県立盲学校に入学を志望し、第2志望がある場合に記入すること。また、第2志望がない場合は斜線を引くこと。
- ※2 青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校産業科に入学を志望する場合は、産業科に合格しなかった場合に出願を希望する知的障がい者である生徒に対する教育を行う青森県立特別支援学校を記入すること。また、出願を希望しない場合は、斜線を引くこと。
- ※3 青森県立青森第一高等養護学校に入学を志望する場合は、該当する障がい種の右欄に○を記入すること。

### 令和 8 年度 青森県立特別支援学校高等部入学者選抜受検票

出 願 校 青森県立 学校 科

ふりがな	
氏名	
在学（出身）学校	

入 学 志 望	青森県立盲学校に入学を志望する場合	第2志望	青森県立盲学校 科
	産業科に入学を志望する場合	産業科に合格しなかった場合に出願を希望する青森県立特別支援学校	青森県立 学校 普通科
	青森県立青森第一高等養護学校に入学を志望する場合	青森県立青森第一高等養護学校（肢体不自由）	
		青森県立青森第一高等養護学校（知的障がい）	

※4 この欄は学校が記入する。

受検番号 （※4）
①
特別支援学校長印
①

受検番号 （※4）
②
特別支援学校長印
②

**記入上の注意**

- 1 青森県立盲学校、青森県立青森第一高等養護学校、青森県立青森第二高等養護学校及び青森県立八戸高等支援学校産業科へ入学を志望するものは、上記の留意事項に従って入学志望の欄を記入すること。
- 2 在学（出身）学校は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 氏名はペン書き（黒又は青）とし、原則として自署とする。（消せるペンは使用しないこと。）
- 4 保護者の現住所が本人と同じである場合は、「本人と同じ」の記入でよい。
- 5 日付は、願書を中学校等に提出する月日とすること。

# 調 査 書

\*この欄は学校が記入する。

										受 検 番 号	*
ふりがな					性別	昭和 平成 令和			入 学 転入学 編入学	学校名	( ) 学級
氏 名	昭和・平成 年 月 日 生										
昭和 平成 令和	年 月 日			卒業見込 卒 業	転入学・編 入学の記録						
各 教 科 の 学 習 の 記 録											
教 科	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保健体育	技術・家庭	外国語	計	総 計
評 定	1 年										
	2 年										
	3 年										
特 別 活 動 等 の 記 録						総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録					
自 立 活 動 の 記 録						総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と なる 諸 事 項					
資 格 ・ 特 技											
欠 席 の 状 況											
学 年	欠 席 日 数	備 考									
1 年											
2 年											
3 年											
作成年月日		令和 年 月 日				校 長	印				
作成者氏名						氏 名					

# 調査書作成上の注意

## 1 記入上の一般的注意

- (1) 調査書は、令和7年12月末現在で記入する。
- (2) 調査書は、A4表面1枚とする。
- (3) 数字は、算用数字を用いる。
- (4) 記入する必要のない欄又は記入事項がない欄は、斜線を引く。
- (5) 「校長氏名」の欄の印は職印とする。

## 2 各欄記入上の注意

- (1) 「氏名」の欄には、次のように記入する。
  - ア 戸籍上の氏名を記入する。
  - イ ふりがなは、氏名がひらがなの場合も記入する。
  - ウ 生年月日は、昭和・平成について該当する文字を○で囲む。
  - エ 外国人の場合、日本名による通称がある場合は、外国人の氏名とともに、その下に（ ）を付して通称を記入する。
- (2) 「入学・転入学・編入学」については、生徒が第1学年に入学した年月日又は転・編入学した年月日を記入するとともに、入学・転入学・編入学について該当する文字を○で囲む。
- (3) 「学校名」の欄には、学校名を記入する。なお、特別支援学級に在籍している場合は、（ ）に障がい種別（弱視・難聴・知的・肢体不自由・病弱・自閉情緒）を記入する。
- (4) 「卒業見込・卒業」については、校長が卒業を認定する予定の年月日又は認定した年月日を記入するとともに、卒業見込・卒業について該当する文字を○で囲む。
- (5) 「転入学・編入学の記録」の欄には、以前在学していた学校名と転・編入学年を記入する。また、海外帰国生徒については、この欄に㊦と朱書した上、海外在住地名、海外在住期間を〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月と記入する。
- (6) 「各教科の学習の記録」の欄には、次のように記入する。
  - ア 評定については、当該学校の評定方法により記入する。
  - イ 第1学年及び第2学年の各教科の評定は、指導要録に記載されたものを転記し、「計」の欄には、各学年の各教科の評定の合計を記入する。
  - ウ 第3学年の各教科の評定は、原則として令和7年12月末までの学習に基づいて記入し、「計」の欄には、各学年の各教科の評定の合計を記入する。
  - エ 「計」の欄には、各教科の評定の合計を記入する。
  - オ 「総計」の欄には、学年別評定の合計を記入する。
  - カ 各教科において、特記すべき点（学年により成績の変動が著しい場合、特定の教科の評定が他の教科の評定に比べ著しく差がある場合等）があるときは、その具体的内容及び理由を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に記入する。

- (7) 「特別活動等の記録」の欄には、次のように記入する。
- ア この欄には、原則として第3学年について記入するが、第1学年、第2学年において、顕著な活動等がある場合は、そのことについても記入する。
  - イ 特別活動における生徒の活動状況について主な事実を具体的に記入する。
  - ウ 特別活動のほかに、部活動その他の文化的・体育的・奉仕的活動等において、顕著な活動等がある場合、それらの活動状況についても事実を具体的に記入する。
- (8) 「資格・特技」の欄には、取得している資格及び特技について具体的に記入する。
- (9) 「総合的な学習の時間の記録」の欄には、学習活動や評価の観点、生徒にどのような力が身に付いたかなどを文章で記述する。原則として第3学年について記入するが、第1学年、第2学年において、顕著な取組等がある場合は、そのことについても記入できる。
- (10) 「自立活動の記録」の欄には、学習の状況、変容等について記入する。
- (11) 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄には、生徒の状況を総合的に把握する上で参考となる次のような事項などについて記入する。
- ア 各教科に関する所見
  - イ 進路指導に関する事項及び所見
  - ウ 行動に関する特記すべき事項及び所見
  - エ 生徒の成長の状況に関わる総合的な所見
- ※ 「特別の教科 道徳」の評価については、入学者選抜において合否判定に活用しないこととしているので記載しない。
- (12) 「欠席の状況」の欄には、次のように記入する。
- ア 「欠席日数」の欄には、各学年の欠席日数を記入する。
  - イ 同一学年において7日以上欠席がある場合には、その理由を備考欄に記入する。
- (13) 「障がいの状態及び健康等に関する特記すべき事項」の欄には、次のように記入する。
- ア 障がいの種類、程度及び健康や身体状況等に関し、特記すべき事項や指導上参考となる諸事項がある場合は、それを記入する。
  - イ 学力検査等の受検に当たって、特に配慮する必要があるものについては、配慮してほしい事項とその理由を記入する。
- (14) 令和7年3月以前に特別支援学校中学部（盲学校、聾学校及び養護学校中学部を含む）又は中学校を卒業した者については、次の事項に留意する。
- ア 卒業後の状況、経歴等について、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記入する。
  - イ その他は、指導要録等に記載された内容をもとに、(1)～(13)に準じて記入する。

特様式第3号 (用紙 A4 判 縦型)

令和 年 月 日

青森県立  
校長

学校  
殿

立 学校  
校長  
(公印省略)

### 出願用紙申込書

出願予定者数	出願用紙所要枚数	備考

受検番号	*
------	---

\*この欄は学校が記入する。

## 青森県立特別支援学校高等部出願承認申請書

令和 年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

ふりがな	
本人氏名	
ふりがな	
保護者氏名	

青森県立 学校 科に出願したいので、承認してください。

本人	現住所	〒		
	在学(出身)学校	立 学校		
	卒業(見込)年月日	平成・令和	年	月 日 卒業(見込)
	生年月日	昭和・平成	年	月 日生
保護者	現住所	〒		
	電話番号	( )	—	本人との続柄

青森県立盲学校に入学を志望する場合(※1)	第2志望(※1)	青森県立盲学校 科
産業科に入学を志望する場合(※2)	産業科に合格しなかった場合に出願を希望する青森県立特別支援学校(※2)	青森県立 学校 普通科
青森県立青森第一高等養護学校に入学を志望する場合(※3)	青森県立青森第一高等養護学校(肢体不自由)	
	青森県立青森第一高等養護学校(知的障がい)	

※1 青森県立盲学校に入学を志望し、第2志望がある場合に記入すること。また、第2志望がない場合は斜線を引くこと。  
 ※2 青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校産業科に入学を志望する場合は、産業科に合格しなかった場合に出願を希望する知的障がい者である生徒に対する教育を行う青森県立特別支援学校を記入すること。また、出願を希望しない場合は、斜線を引くこと。  
 ※3 青森県立青森第一高等養護学校に入学を志望する場合は、該当する障がい種の右欄に○を記入すること。

入学を希望する理由 (詳細を記入のこと。)	
--------------------------	--

青森県教育委員会教育長 殿

青森県立  
校 長

学校

高等部入学者選抜の結果について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

学 科 名	性別	出願者数	受検者数	合格者数	備 考
	男				
	女				
	計				
	男				
	女				
	計				
計	男				
	女				
	計				

（注意）高等部出願者及び合格者の名簿を添付すること。ただし、各名簿は郵送とする。

## 令和 8 年度青森県立特別支援学校高等部産業科 入学者選抜追検査受検希望届

令和 年 月 日

青森県立\_\_\_\_\_学校長 殿

この度、本校生徒（卒業生）である \_\_\_\_\_ は  
(出願者氏名)

\_\_\_\_\_ を理由に、

貴校の令和 8 年度入学者選抜本検査を欠席しました。

ついては、追検査の受検を希望しますので、よろしくお願ひします。

受検番号 番

出願者氏名

在学（出身）中学校又は在学（出身）特別支援学校

立 学校

校 長

印

(注意) 出願者の在学（出身）中学校等の校長は、出願先の県立特別支援学校の校長に 1 月 29 日（木）14 時までに電話で出願者の氏名及び受検番号を連絡し、併せて「追検査受検希望届」を作成し、FAX 等で送信した上で、郵送すること。

# 東日本大震災等により被災した青森県以外の中学校に 在籍する生徒の青森県立高等学校出願について

生徒及び保護者は、事実上就学している中学校（以下「就学中学校」という。）に青森県立高等学校入学者選抜への出願の意志を伝えてください。なお、詳細については青森県教育庁学校教育課にお問い合わせください。具体的な手続は次のとおりです。

## 1 青森県内の中学校に事実上就学している場合

### (1) 調査書の作成等

就学中学校は、青森県教育庁学校教育課に連絡するとともに、生徒が在籍する中学校（以下「在籍中学校」という。）に調査書の作成を依頼してください。また、就学中学校は、「東日本大震災等により被災した生徒の青森県立高等学校出願について（様式第 20 号）」により、当該生徒が他都道府県の公立高等学校に出願しないことを確認してください。

### (2) 出願

就学中学校を通じ、出願してください。また、入学願書の「在学（出身）中学校」の欄に就学中学校名を記載し、（ ）を付して在籍中学校名を併記してください。

### (3) 成績一覧表

就学中学校が作成する成績一覧表には当該生徒を含めないこととします。

## 2 青森県以外の中学校に在籍かつ就学している場合

この要項 4 ページの 5 他都道府県等から（へ）の出願(2)によります。

## 3 青森県以外の中学校に在籍し、在籍中学校と異なる中学校に事実上就学している場合

### (1) 出願承認申請

生徒及び保護者は、この要項 4 ページの 5 他都道府県等から（へ）の出願(2)により、就学中学校を通じ、出願承認申請の手続を行ってください。その際、本人及び保護者が作成する「青森県立高等学校出願承認申請書（様式第 11 号）」の「在学（出身）学校」の欄には、上側に就学中学校名を記載し、下側に（ ）を付して在籍中学校名を併記してください。

### (2) 調査書の作成

就学中学校は、在籍中学校に調査書の作成を依頼してください。

### (3) 出願

出願承認申請を受けて青森県教育委員会が発行する「青森県立高等学校出願承認書」を添えて、就学中学校を通じ、出願してください。また、入学願書の「在学（出身）中学校」の欄に就学中学校名を記載し、（ ）を付して在籍中学校名を併記してください。

### (4) 成績一覧表

当該都道府県の成績一覧表作成の方法によります。

令和 年 月 日

(事実上の就学を行っている中学校長) 殿

(在籍する中学校)

校長



**東日本大震災等により被災した生徒の青森県立高等学校出願について**

本校に在籍している下記生徒は、青森県立高等学校以外の公立高等学校に出願しないことを確認しました。

記

本人氏名

保護者氏名

(付表1)

# 県立学校一覧

## 県立高等学校 全日制の課程

No.	学校名	学科
1	青森高等学校	普通科
2	青森西高等学校	普通科
3	青森東高等学校	普通科
4	青森北高等学校	普通科
		スポーツ科学科
5	青森南高等学校	普通科
		グローバル探究科
6	青森中央高等学校	総合学科
7	浪岡高等学校	普通科
8	青森工業高等学校	機械科
		電気科
		電子科
		情報技術科
		建築科
		都市環境科
9	青森商業高等学校	商業科
		情報処理科
10	五所川原高等学校	普通科
		理数科
11	木造高等学校	総合学科
12	鱒ヶ沢高等学校	普通科
13	五所川原農林高等学校	生物生産科
		環境科学科
		食品科学科
14	五所川原工科高等学校	普通科
		機械科
		電子機械科
		電気科

No.	学校名	学科
15	弘前高等学校	普通科
16	弘前中央高等学校	普通科
17	弘前南高等学校	普通科
18	黒石高等学校	普通科
		情報デザイン科
		看護科
19	柏木農業高等学校	生物生産科
		環境工学科
		食品科学科
20	弘前工業高等学校	機械科
		電気科
		電子科
		情報技術科
		土木科
		建築科
21	弘前実業高等学校	商業科
		情報処理科
		家庭科学科
		服飾デザイン科
		スポーツ科学科
22	三本木高等学校	普通科
23	三沢高等学校	普通科
24	野辺地高等学校	普通科
25	七戸高等学校	総合学科

No.	学校名	学科
26	百石高等学校	普通科
		食物調理科
27	六ヶ所高等学校	普通科
28	三本木農業恵拓高等学校	普通科
		植物科学科
		動物科学科
		環境工学科
29	十和田工業高等学校	食品科学科
		機械・エネルギー科
		電気科
		電子科
30	三沢商業高等学校	建築科
		商業科
31	田名部高等学校	情報処理科
		普通科
32	大湊高等学校	総合学科
33	大間高等学校	普通科
34	むつ工業高等学校	機械科
		電気科
		設備・エネルギー科
35	八戸高等学校	普通科
36	八戸東高等学校	普通科
		表現科
37	八戸北高等学校	普通科
38	八戸西高等学校	普通科
		スポーツ科学科
39	三戸高等学校	普通科

No.	学校名	学科
40	名久井農業高等学校	生物生産科
		環境システム科
41	八戸水産高等学校	海洋生産科
		水産食品科
		水産工学科
42	八戸工業高等学校	機械科
		電気科
		電子科
		土木科
		建築科
43	八戸商業高等学校	材料技術科
		商業科
		情報処理科

県立高等学校 定時制の課程

No.	学校名	学科(部)
44	北斗高等学校	普通科(午前部)
		普通科(午後部)
		普通科(夜間部)
45	五所川原高等学校	普通科
46	尾上総合高等学校	総合学科(Ⅰ部)
		総合学科(Ⅱ部)
		総合学科(Ⅲ部)

No.	学校名	学科(部)
47	三沢高等学校	普通科
48	田名部高等学校	普通科
49	八戸中央高等学校	普通科(午前部)
		普通科(午後部)
		普通科(夜間部)

県立高等学校 通信制の課程

No.	学校名	学科
50	北斗高等学校	普通科
51	尾上総合高等学校	普通科
52	八戸中央高等学校	普通科

県立特別支援学校 高等部

No.	学校名	学科
1	県立盲学校	普通科
		保健理療科
		理療科(専攻科)
2	青森聾学校	普通科
3	青森第二養護学校	普通科
4	青森第一高等養護学校	普通科
5	青森第二高等養護学校	産業科
6	青森若葉養護学校	普通科
7	浪岡養護学校	普通科

No.	学校名	学科
8	弘前第一養護学校	普通科
9	弘前第二養護学校	普通科
10	八戸第一養護学校	普通科
11	八戸高等支援学校	普通科
		産業科
12	森田養護学校	普通科
13	黒石養護学校	普通科
14	七戸養護学校	普通科
15	むつ養護学校	普通科

(注)募集人員は、令和7年10月下旬に発表する予定です。

(付表2)

## 青森県立高等学校入学者選抜関係提出・報告事項等一覧

区分	番号	期日(曜日)	事項	提出・報告者	提出・報告先	方法・様式	
出願以前	1	10. 1(水) 10. 8(水)	出願用紙申込	中学校長	教育事務所長	様式第4号	
	2	10. 15(水)	出願用紙所要枚数報告締切	教育事務所長	県教育庁 学校教育課長	様式第5号	
	3	10. 21(火) 11. 4(火)	出願用紙交付 ※交付期間は教育事務所ごとに定める	県教育庁 学校教育課長	教育事務所長		
				教育事務所長	中学校長		
	4	11. 4(火)	進路志望状況調査(第1次調査)				
	5	11. 5(水)	進路志望状況調査(第1次調査)結果報告	中学校長	県教育庁 教育政策課長	電子メール	
	6	12. 11(木)	進路志望状況調査(第2次調査)				
7	12. 12(金)	進路志望状況調査(第2次調査)結果報告	中学校長	県教育庁 教育政策課長	電子メール		
入学者選抜	8	1. 9(金)	成績一覧表提出	中学校長	教育事務所長	様式第6号	
	9	1. 14(水)	青森県立高等学校出願承認申請書提出締切	中学校長	県教育庁 学校教育課長	様式第11号、第12号	
			青森県立高等学校出願(全国からの生徒募集)承認申請書提出締切	中学校長	県教育庁 学校教育課長	様式第17号、第18号、第19号	
	10	2. 12(木) 2. 17(火)	入学願書等提出	中学校長	県立高等学校長	様式第1号、第2号、第3号、第6号	
	11	2. 17(火)	出願者数等報告	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	電話及び電子メール	
	12	2. 12(木) 2. 20(金)	受検票等の返送	県立高等学校長	中学校長		
	13	2. 27(金)	出願先変更承認後の入学願書等提出締切	中学校長	県立高等学校長	選抜要項7の(1)	
	14	3. 5(木)	入学者選抜学力検査等実施				
	15	3. 5(木)	入学者選抜欠席者数等報告	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	様式第15号	
	16	3. 6(金)	追検査希望者数報告	中学校長	県立高等学校長	電話及び様式16号	
	17	3. 6(金)		県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	電話	
	18	3. 11(水)	入学者選抜追検査実施				
19	3. 11(水)	追検査欠席者数等報告	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	様式第15号の2		
20	3. 13(金)	合格者発表	県立高等学校長	中学校長	掲示、文書		
21	3. 13(金)	選抜結果等報告	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	電話及び電子メール		
22	3. 23(月)	選抜結果報告締切	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	文書(別途通知)		

区分	番号	期日(曜日)	事項	提出・報告者	提出・報告先	方法・様式	
再募集	23	3. 16(月)	再募集入学願書等提出	中学校長	県立高等学校長	様式第1号の2、第2号、第8号	
	24	3. 16(月)	再募集出願者数等報告	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	電話及び電子メール	
	25	3. 17(火)	再募集学力検査等実施				
	26	3. 17(火)	再募集欠席者数等報告	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	様式第15号の3	
	27	3. 18(水)	再募集合格者発表	県立高等学校長	中学校長	掲示、文書	
	28	3. 18(水)	再募集選抜結果等報告	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	電話及び電子メール	
	29	3. 23(月)	再募集選抜結果報告締切	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	文書(別途通知)	
選抜実施後	30	3. 23(月)	合格者数報告締切	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	様式第9号	
	31	4. 9(木)	入学者数報告締切	県立高等学校長	県教育庁 高等学校教育改革推進室長	様式第10号、第10号の2、第10号の3	
通信制関係	32	3. 9(月) 3. 26(木)	通信制課程入学願書等提出	中学校長	県立高等学校長	通様式第1号、調査書	
	33	4. 10(金)	合格者発表	県立高等学校長	出願者及び 中学校長	文書	
	34	4. 15(水)	通信制課程合格者数報告締切	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	通様式第2号	

区分	番号	期日(曜日)	事項	提出・報告者	提出・報告先	方法・様式	
あおり留学特別選抜	35	1. 14(水)	青森県立高等学校出願(全国からの生徒募集)承認申請書提出締切	中学校長	県教育庁 学校教育課長	様式第17号、第18号、第19号	
	36	1. 22(木) 1. 28(水)	「あおり留学特別選抜」入学願書等提出	中学校長	県立高等学校長	様式第2号、留様式第1号、第2号、第3号	
	37	1. 28(水)	「あおり留学特別選抜」出願者数等報告	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	電話及び電子メール	
	38	2. 2(月)	「あおり留学特別選抜」面接等実施				
	39	2. 2(月)	「あおり留学特別選抜」欠席者数等報告	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	留様式第4号	
	40	2. 5(木)	「あおり留学特別選抜」選抜結果通知	県立高等学校長	中学校長	文書等	
	41	2. 5(木)	「あおり留学特別選抜」合格者数報告	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	留様式第5号	

## 令和8年度 青森県立特別支援学校高等部入学者選抜日程等

- 1 出願用紙の交付期間 (各校共通) (令和7年11月4日(火)～令和7年12月23日(火) (土曜日・日曜日・休日を除く。))  
 2 入学願書の受付期間 (各校共通) (令和8年1月7日(水)～令和8年1月14日(水) (土曜日・日曜日・休日を除く。))  
 3 選抜及び合格者発表の期日等 (9:00～16:00 (郵送の場合は最終日の受付時間内に到着したもので。))

学校名	対象とする障がい種別	学科	募集人員 *1	選抜の期日	合格者発表	所在地	電話番号
県立盲学校 (高等部) (専攻科)	視覚障がい	普通	(内重複)			青森市大字矢田前字浅井24-2	017-726-2239
		保健療					
		理療					
青森豊学校	聴覚障がい	普通	(内重複)	R8.2.25 (水)	R8.3.4 (水)	青森市大字安田字稲森125-1	017-766-1834
青森第二養護学校	知的障がい	普通	(内重複)			青森市大字戸山字宮崎56	017-743-4115
青森若葉養護学校	病弱	普通	(内重複)			青森市東造道1丁目7-1	017-736-8951
青森第一高等養護学校	肢体不自由 知的障がい	普通	(内重複)			青森市大字西田沢字浜田368	017-788-0571
青森第二高等養護学校	知的障がい	産業		R8.1.29 (木) R8.2.4 (水) (追検査)	R8.2.9 (月)	青森市大字戸山字宮崎22-2	017-742-6624
浪岡養護学校	病弱	普通	(内重複)			青森市浪岡女鹿沢字平野215-6	0172-62-6000
森田養護学校	知的障がい 肢体不自由	普通	(内重複)			つがる市森田町床舞字鶴嶋104-5	0173-26-2610
弘前第一養護学校	知的障がい	普通	(内重複)			弘前市大字駒越字村元75-1	0172-31-7118
弘前第二養護学校	肢体不自由	普通	(内重複)			弘前市大字中別所字向野227-6	0172-97-2511
黒石養護学校	知的障がい	普通	(内重複)	R8.2.25 (水)	R8.3.4 (水)	黒石市大字温湯字蛸堤沢5-3	0172-54-8260
七戸養護学校	知的障がい 肢体不自由	普通	(内重複)			上北郡七戸町字蛇坂57-31	0176-62-2331
むつ養護学校	知的障がい 肢体不自由	普通	(内重複)			むつ市大字奥内字栖立場1-110	0175-26-2210
八戸第一養護学校	肢体不自由	普通	(内重複)			八戸市大字大久保字行人塚10-1	0178-31-5008
八戸高等支援学校	知的障がい	普通	(内重複)	R8.2.25 (水)	R8.3.4 (水)	八戸市大字鮫町字小舟渡平9-291	0178-32-2854
		産業		R8.1.29 (木) R8.2.4 (水) (追検査)	R8.2.9 (月)		

\*1 募集人員は別に定める。



各 教 育 事 務 所 住 所 等 一 覧

東青教育事務所	〒038-0031 青森市大字三内字丸山198-4 青森県運転免許センター2階 [電話 017-764-0784]
西北教育事務所	〒037-0046 五所川原市栄町10 [電話 0173-34-2111 内線 296]
中南教育事務所	〒036-8345 弘前市蔵主町4 [電話 0172-32-1137]
上北教育事務所	〒039-2593 上北郡七戸町字蛇坂55-1 [電話 0176-62-2128]
下北教育事務所	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 [電話 0175-22-8581 内線 294]
三八教育事務所	〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田7 [電話 0178-27-5111 内線 272]

出願等に関する問合せ先

青森県教育庁学校教育課

(高等学校入学者選抜に関すること)

電話 017-734-9883

(外国につながるこどもの入学者選抜に関すること)

電話 017-734-9883

(特別支援学校高等部入学者選抜に関すること)

電話 017-734-9882

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1

